

福島県緊急時モニタリング実施要領

第 3 版

令和 7 年 4 月 1 日

福 島 県

改訂履歴

版	改訂日	改訂内容
第 1 版	平成28年 4 月 1 日	第 1 版発行
第 2 版	平成30年 3 月 22 日	モニタリング要員変更 モニタリング要員参集場所変更
第 3 版	令和 7 年 4 月 1 日	関係する規定の記載への整合及び組織改編等に伴う 改訂

目 次

I 本編

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	福島県災害対策本部緊急時モニタリング班及び緊急時モニタリングセンター（E M C） の組織・業務等・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（1）福島県災害対策本部緊急時モニタリング班	
	（2）E M C	
	（3）E M C の設置場所	
3	緊急時モニタリング用資機材の整備・維持管理・・・・・・・・	1 4
	（1）緊急時モニタリングに用いる各種システム	
	（2）緊急時モニタリングに用いる資機材等	
4	緊急時モニタリングの測定項目等・・・・・・・・	1 6
	（1）空間線量率	
	（2）大気中の放射性ヨウ素濃度	
	（3）環境試料中の放射性物質濃度	
	（4）測定・分析方法	
5	緊急時モニタリングの実施・・・・・・・・	1 9
	（1）警戒事態（E M C 設置前）における環境放射線モニタリング	
	（2）施設敷地緊急事態（E M C 設置後）における初期モニタリング	
	（3）全面緊急事態における初期モニタリング	
	（4）中期モニタリング	
	（5）復旧期モニタリング	
6	モニタリングの指示、結果の公表・・・・・・・・	2 3
	（1）E M C 設置前	
	（2）E M C 設置後	
7	被ばく管理及び汚染管理・・・・・・・・	3 5
	（1）被ばく管理方法	
	（2）被ばく管理線量、撤退線量	
	（3）被ばく防止対策	
	（4）機器の汚染防止対策	

II 様式編

1	通信連絡等様式
2	要員管理簿
3	緊急時モニタリング指示様式
4	緊急時モニタリング結果報告様式
5	被ばく管理様式

I 本 編

1 目的

この要領は、「福島県緊急時モニタリング計画」に基づく緊急時モニタリング体制の整備及び緊急時モニタリングの実施に関して、関係機関との協議のうえ、具体的な実施内容・方法等を定め、原子力災害時において、国の統括のもと実施される緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施することを目的とする。

2 福島県原子力現地災害対策本部緊急時モニタリング班及び緊急時モニタリングセンター（EMC）の組織・業務等

事態の進展に伴い、図1のとおり福島県原子力現地災害対策本部緊急時モニタリング班から緊急時モニタリングセンター（Emergency Radiological Monitoring Center（以下「EMC」という。））の体制へ移行する。

※現在の東京電力福島第一原子力発電所は緊急事態宣言が継続中の状態だが、全てのEMC構成要員が常時参集せず、発電所外へ影響が及ぶような事象がある場合に速やかに参集することとしている。

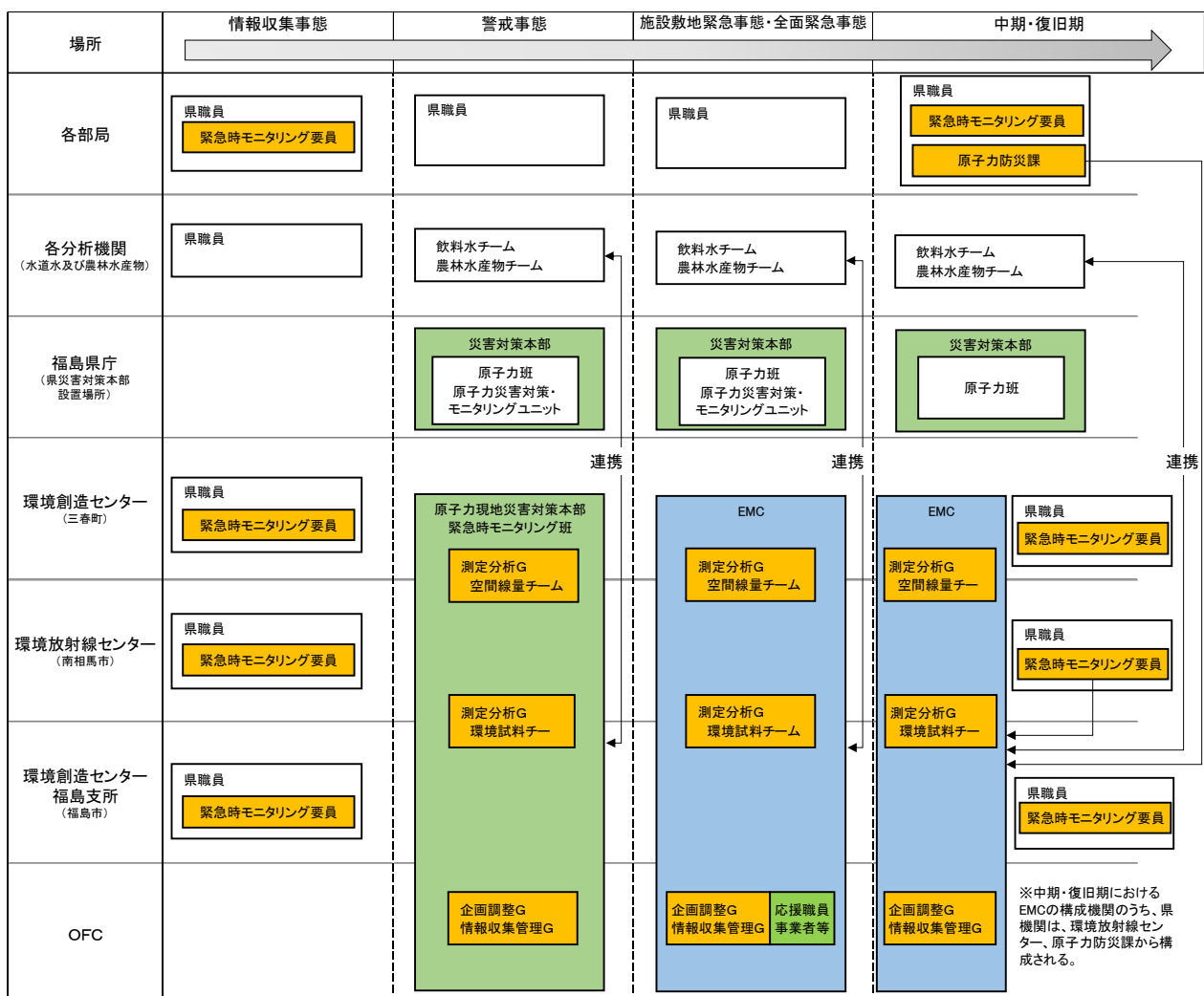


図1 事態の進展と緊急時モニタリング実施に係る組織移行について

(1) 福島県原子力現地災害対策本部緊急時モニタリング班

ア 緊急時モニタリング班の参集

福島県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）の設置と同時に、福島県原子力現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。現地本部の緊急時モニタリング班の構成要員は、県災害対策本部原子力班原子力災害対策・モニタリングユニットからの要請により参集する。

警戒事態発生が福島第一原子力発電所の場合は南相馬オフサイトセンター（以下「OFC」という。）、福島第二原子力発電所の場合は楢葉OFCに参集する。

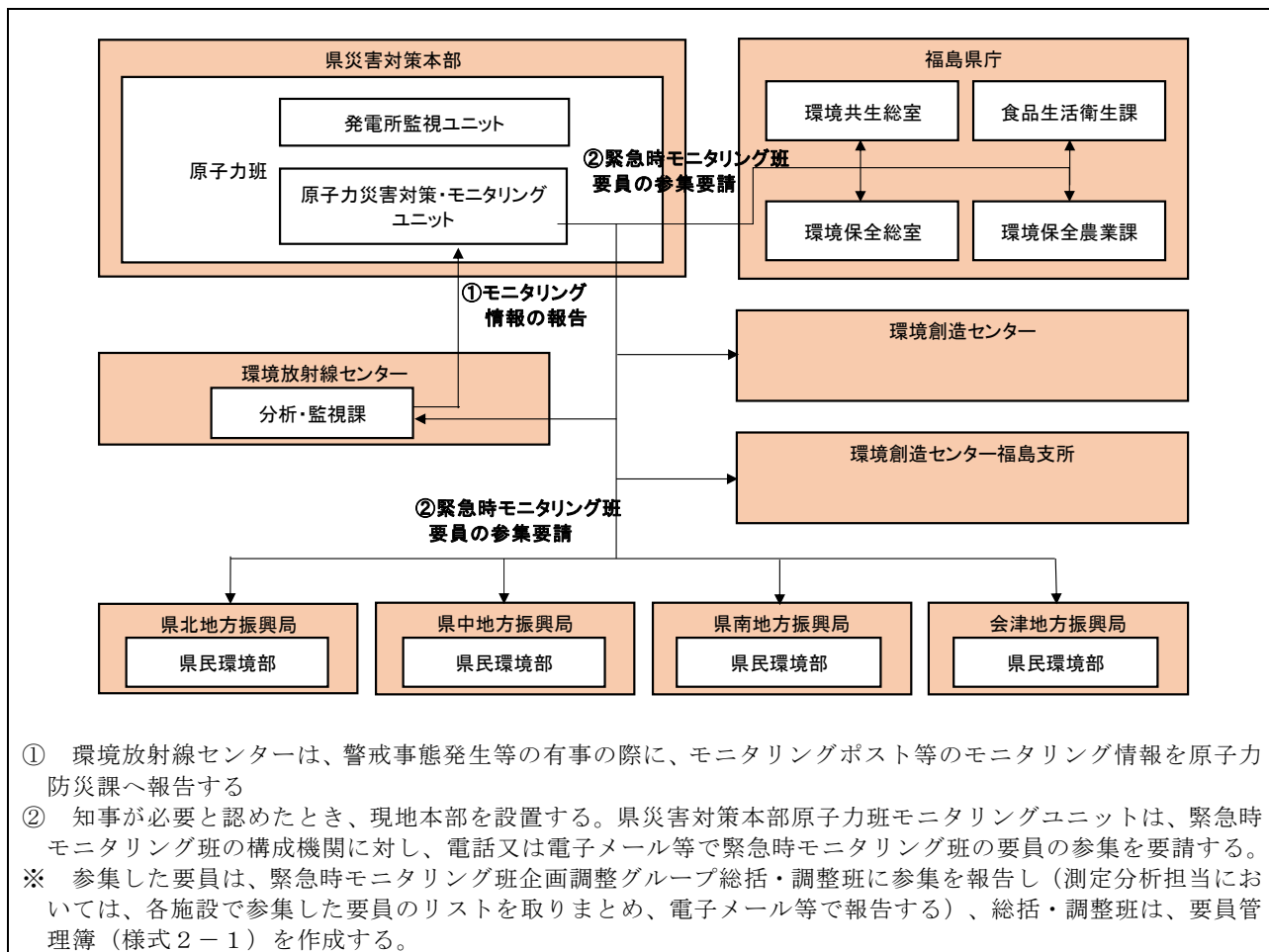


図2 緊急時モニタリング班の参集フローについて

イ 組織

県災害対策本部及び現地本部の体制は次のとおりである。ただし、施設敷地緊急事態発生後、現地本部緊急時モニタリング班は、原子力規制委員会が設置するEMCの体制へ移行する。

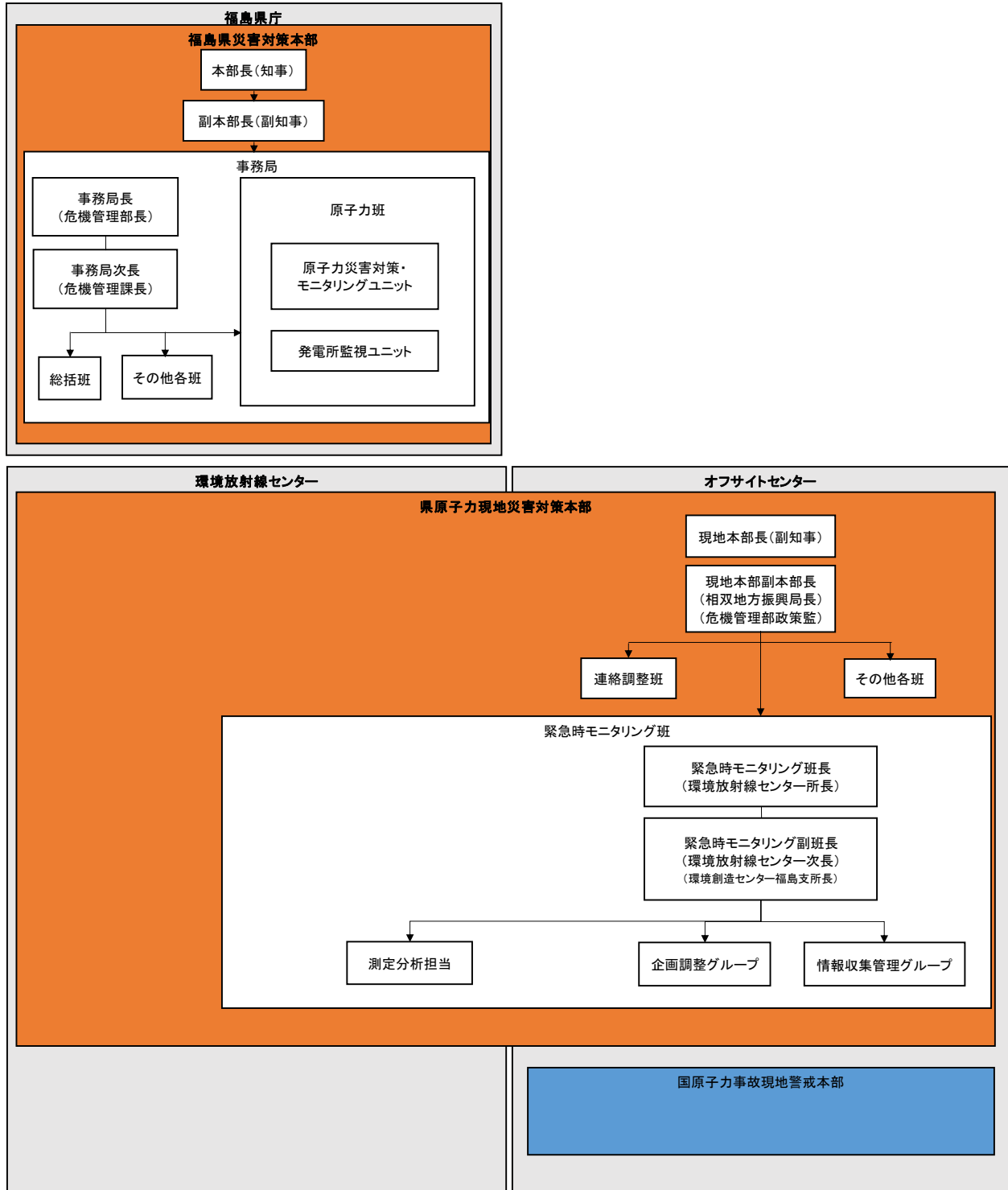


図3 警戒事態における県災害対策本部体制の全体図

ウ 各機関の動員計画

各機関の動員計画は次のとおりとする。

所属	人数
環境放射線センター	7
環境創造センター福島支所	4
環境創造センター調査・分析部	13
環境創造センター総務企画部	2
環境創造センター研究部	5
原子力防災課	3
環境共生総室	3
環境保全総室	2
食品生活衛生課	1
県北地方振興局	1
県中地方振興局	1
県南地方振興局	1
会津地方振興局	1
計	44

エ 各グループの配置計画

各グループの配置計画は次のとおりとする（Gはグループ、Tはチームの略）。

担当		構成	人数	※3 参集場所			
班長		環境放射線センター所長	1	オフサイト センター			
副班長		環境放射線センター次長	1				
		(環境創造センター福島支所長)※1	(1)				
企画調整G	企画班	環境放射線センター	1				
		環境創造センター調査・分析部長	G長		1		
		原子力防災課			1		
	総括・調整班	環境創造センター総務企画部			1		
		環境創造センター調査・分析部			2		
		情報収集管理G	収集・確認班		原子力防災課	G長	1
環境保全総室					2		
環境創造センター総務企画部					1		
連絡班	(原子力防災課)※2				(1)		
	環境共生総室				3		
	食品生活衛生課				1		
情報共有システム等 維持・管理班	環境放射線センター				2		
	環境創造センター調査・分析部				1		
	測定分析担当		総括・連絡班		環境放射線センター	G長	1
					環境放射線センター		1
環境創造センター調査・分析部					2		
空間線量T		測定班	環境創造センター調査・分析部		3		
			環境創造センター研究部		1		
			各地方振興局		4		
環境試料T		採取班	環境創造センター福島支所		1		
			環境創造センター調査・分析部		2		
			環境創造センター研究部		4		
	分析班	環境放射線センター		1			
		環境創造センター福島支所		2			
		環境創造センター調査・分析部		2			
		環境創造センター福島支所		1			
		飲料水T		食品生活衛生課が担当			
農林水産物T		環境保全農業課が担当					

※1 環境放射線センター次長が不在のときの代行を行う

※2 オフサイトセンター放射線班及び県現地本部連絡調整班と兼務

※3 南相馬：環境放射線センター

三春：環境創造センター

福島：環境創造センター福島支所

オ 連絡体制

各機関への連絡体制については、原子力防災課（県災害対策本部設置時においては原子力災害対策・モニタリングユニット）が関係機関の連絡体制表を整備し、最新の状態に保つ。

カ 警戒事態における業務

(ア) 緊急時モニタリング班

緊急時モニタリング班の業務は以下のとおりとする。

グループ	業務内容
企画調整グループ	①企画班 ・緊急時モニタリング指示書、作業手順書の作成 ②総括・調整班 ・構成機関が行う緊急時モニタリング班構成要員の個人被ばく線量管理状況の収集 ・文書の原本管理 ・運営支援
情報収集管理グループ	①収集・確認班 ・緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理 ・緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 ・モニタリング地点周辺状況、気象情報等の付与 ②連絡班 ・緊急時モニタリング班内の情報伝達 ・県災害対策本部への情報提供 ・活動内容の記録 ③情報共有システム等維持・管理班 ・情報共有システム及びテレメータの監視、維持 ・モニタリングポスト等の稼働状況の監視、維持 ・異常値への対応
測定分析担当	①総括・連絡班 ・各班内のチーム編成 ・緊急時モニタリング指示書の共有及び測定、分析の指示 ・現地における緊急時モニタリング結果及び関連情報の取りまとめと情報収集管理グループへの報告 ・分析班の分析進捗状況確認 ・屋外で活動する緊急時モニタリング要員のスクリーニング及び屋外で使用する資機材等の汚染管理 ・情報収集管理グループからの再確認依頼の対応 ・屋外で活動する緊急時モニタリング要員の安全管理 ②測定・採取班 ・緊急時モニタリング指示書に基づくモニタリング実施と報告 ・(既存モニタリングポストが使用不可となった場合) 可搬型モニタリングポストの設置 ・自動車走行サーベイの準備 ・屋外で活動する緊急時モニタリング要員の被ばく管理 ③分析班 ・作業場所及び測定器の汚染防止のための養生 ・環境試料の分析、測定の準備 ・分析準備状況の報告

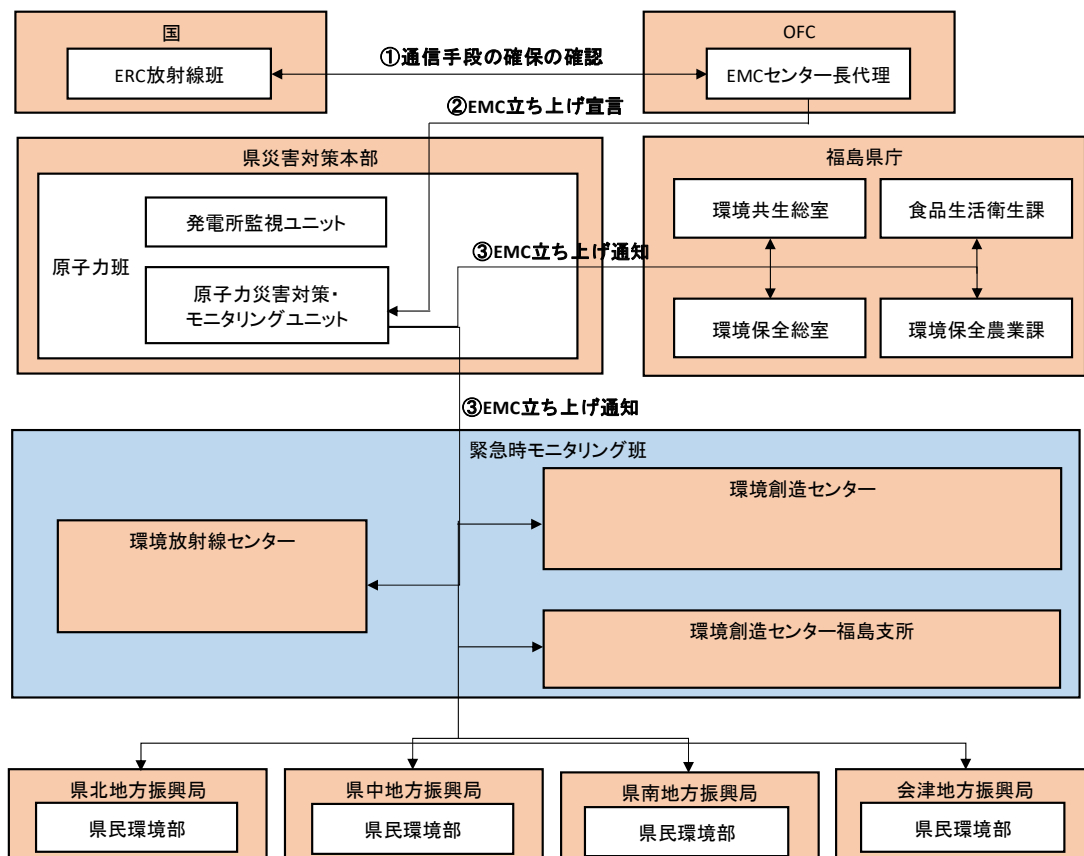
(イ) 県内市町村

県災害対策本部からの依頼等により県内の各市町村が空間線量率の測定を実施した場合、モニタリング結果を県災害対策本部原子力班がとりまとめ、緊急時モニタリング班と共有する。

(2) EMC

ア EMC要員の参集

国の原子力規制庁緊急時対応センター（Emergency Response Center（以下「ERC」という。））放射線班は、施設敷地緊急事態に至った際にEMCを立上げることとしている。県のEMC構成機関への連絡は以下のとおり。



- ① EMCセンター長代理は、OFCにおいて、国（ERC放射線班）と通信連絡手段が確保されている状態を確認する。
 - ② EMCセンター長代理はEMC立上げを宣言するとともに、県災害対策本部原子力班原子力災害対策・モニタリングユニットへ、電話又はFAX等でEMCへの参集要請を行う。
 - ③ 県災害対策本部原子力班原子力災害対策・モニタリングユニットは、EMCの構成機関に対し、電話又はFAX等でEMCの構成要員の参集を要請する（既に参集している場合は、EMC立上げを通知する）。
 - ④ 緊急時モニタリング班は、EMCの指揮下に入る。情報収集管理グループは、構成要員に対し、EMC立上げをラミセス等を使用して周知する。
- ※ 新たに参集した要員は、企画調整グループ 総括・調整班に参集を報告し（測定分析担当においては、各施設で参集した要員のリストを取りまとめ電子メール等で報告する）、総括・調整班は、要員管理簿（様式2-1）を作成する。

図4 EMC要員の参集フローについて

イ 組織

EMCの組織は、次のとおりとする。なお、測定分析担当は、「国・関係指定公共機関」、
「緊急時モニタリング班」及び「原子力事業者」で組織する。

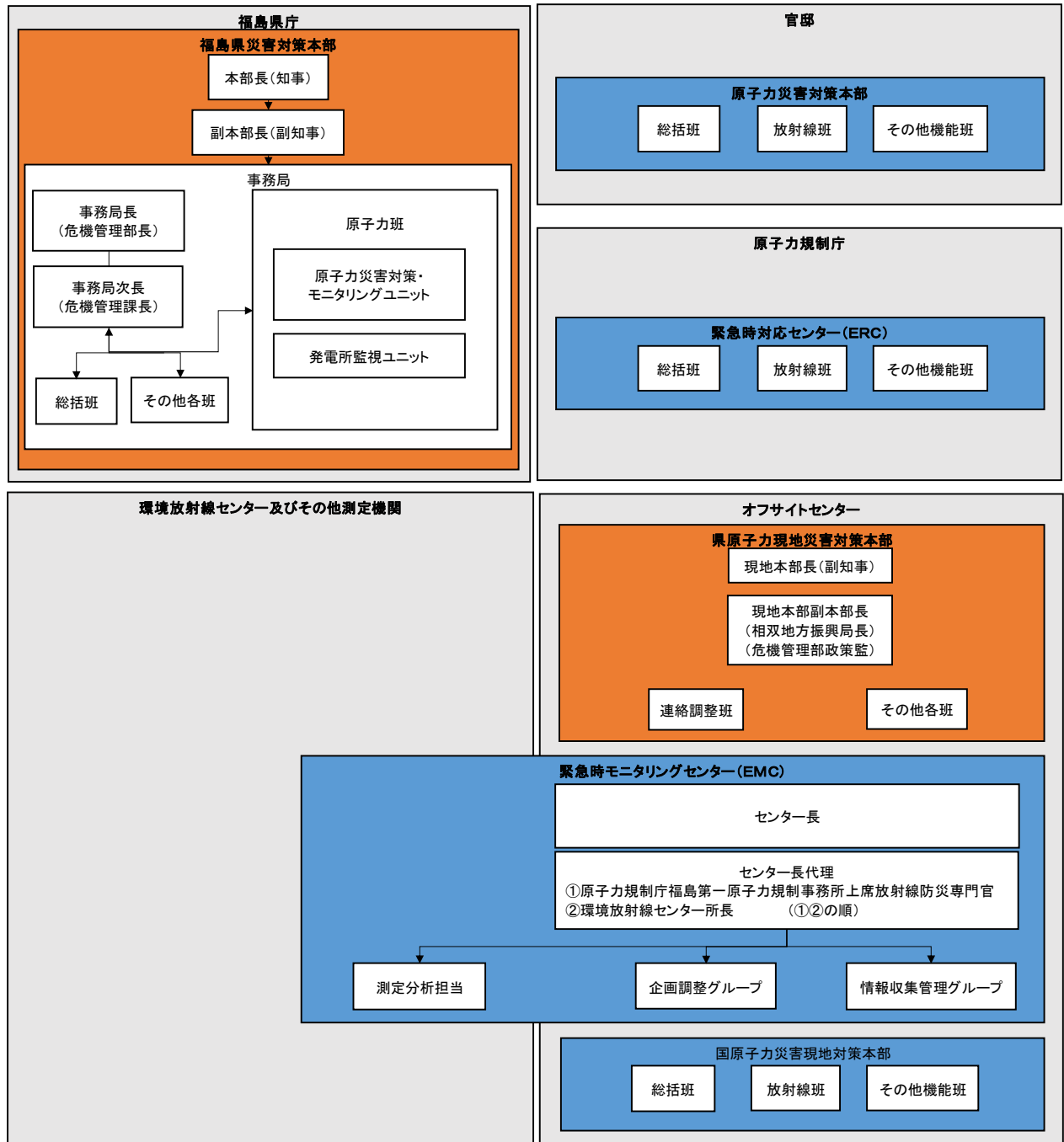


図5 施設敷地緊急事態発生後における緊急時モニタリングに係る体制の全体図

ウ 各機関の動員計画

各機関の動員計画は、次のとおりとする。

所属		人数
国	原子力規制庁長官官房監視情報課放射線環境対策室長又は原子力規制庁長官官房監視情報課企画官	1
	原子力規制庁福島第一原子力規制事務所上席放射線防災専門官	1
	原子力規制庁監視情報課専門官	1
	原子力規制庁	5
	環境省	1
関係指定公共機関	日本原子力研究開発機構	5
原子力事業者	東京電力	4
福島県	環境放射線センター	7
	環境創造センター福島支所	4
	環境創造センター調査・分析部	13
	環境創造センター総務企画部	2
	環境創造センター研究部	5
	原子力防災課	3
	環境共生総室	3
	環境保全総室	2
	食品生活衛生課	1
	県北地方振興局	1
	県中地方振興局	1
	県南地方振興局	1
	会津地方振興局	1
計		62

エ 各グループの配置計画

各グループの配置計画は、次のとおりとする。

担当				構成			人数	※3 参集場所				
センター長				国	原子力規制庁長官官房監視情報課放射線環境対策室長又は原子力規制庁長官官房監視情報課企画官		1	オフサイト センター				
センター長代理				国	原子力規制庁福島第一原子力規制事務所上席放射線防災専門官		1					
				福島県	(環境放射線センター所長)※1		1					
企画調整G	企画班		国	原子力規制庁監視情報課専門官	G長		1					
			原子力事業者	東京電力			1					
				環境放射線センター			1					
			福島県	環境創造センター調査・分析部長			1					
				原子力防災課			1					
				原子力規制庁			1					
	総括・調整班	国	原子力規制庁				1					
		福島県	環境創造センター総務企画部				1					
		福島県	環境創造センター調査・分析部				2					
情報収集管理G	収集・確認班		国	原子力規制庁	G長		1					
			原子力事業者	東京電力			3					
			関係指定公共機関	日本原子力研究開発機構			1					
				原子力防災課			1					
			福島県	環境保全総室			2					
				環境創造センター総務企画部			1					
			連絡班	国	原子力規制庁					1		
					(原子力防災課)※2					(1)		
				福島県	環境共生総室					3		
					食品生活衛生課				1			
	情報共有システム等維持・管理班		福島県	環境放射線センター				2				
			福島県	環境創造センター調査・分析部				1				
	測定分析担当	福島県G	空間線量T	測定班	福島県	環境創造センター調査・分析部			3	三春		
環境創造センター研究部								1				
環境試料T						採取班	福島県	各地方振興局			4	南相馬
								環境創造センター福島支所			1	
			環境創造センター調査・分析部					2				
			分析班	福島県	環境創造センター研究部			4				
					環境放射線センター			1				
					環境創造センター福島支所			2				
飲料水T				福島県	環境創造センター調査・分析部			2				
					環境創造センター福島支所			1				
							1	福島				
農林水産物T			福島県	環境保全農業課が担当								
国・関係指定公共機関G				国	原子力規制庁			1	南相馬			
					環境省			1				
				関係指定公共機関	日本原子力研究開発機構			4				
				原子力事業者G		原子力事業者	東京電力					

※1 OFC放射線班班長と兼務

※2 オフサイトセンター放射線班及び県現地本部連絡調整班と兼務

※3 南相馬：環境放射線センター

三春：環境創造センター

福島：環境創造センター福島支所

オ 要員への連絡系統

各機関への連絡体制については、原子力防災課（県災害対策本部設置時には原子力災害対策・モニタリングユニット）が関係機関の連絡体制表を整備し、最新の状態に保つ。

カ 施設敷地緊急事態以降の業務

(ア) EMC

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態におけるEMCの各グループの業務は、次のとおりとする。

グループ	業務内容
企画調整グループ	①企画班 ・緊急時モニタリング実施計画案の修正 ・緊急時モニタリング指示書、作業手順書の作成 ・緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案 ・ERCへの動員要請リストの作成 ②総括・調整班 ・EMC構成機関が行うEMC構成要員の個人被ばく線量管理状況の収集 ・文書の原本管理 ・EMCの運営支援
情報収集管理グループ	①収集・確認班 ・緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理 ・緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 ・モニタリング地点周辺状況、気象情報等の付与 ・モニタリング結果妥当性確認における再確認 ②連絡班 ・ERC放射線班との情報伝達 ・EMC内の情報伝達 ・OFC放射線班との情報伝達 ・県災害対策本部への情報提供 ・活動内容の記録 ③情報共有システム等維持・管理班 ・情報共有システム及びテレメータの監視、維持 ・モニタリングポスト等の稼働状況の監視、維持 ・異常値への対応
測定分析担当	①総括・連絡班 ・各班内のチーム編成 ・緊急時モニタリング指示書の共有及び測定、分析の指示 ・現地における緊急時モニタリング結果及び関連情報の取りまとめと情報収集管理グループへの報告 ・分析班の分析進捗状況確認 ・屋外で活動する緊急時モニタリング要員のスクリーニング及び屋外で使用する資機材等の汚染管理 ・情報収集管理グループからの再確認依頼の対応 ・屋外で活動する緊急時モニタリング要員の安全管理 ②測定・採取班 ・緊急時モニタリング指示書に基づくモニタリング実施と報告 ・(既存モニタリングポストが使用不可となった場合) 可搬型モニタリングポストの設置 ・自動車走行サーベイ ・屋外で活動する緊急時モニタリング要員の被ばく管理 ③分析班 ・作業場所及び測定器の汚染防止のための養生 ・環境試料の分析、測定、保管 ・分析進捗状況の報告

(イ) 県内市町村

県災害対策本部からの依頼等により県内の各市町村が空間線量率の測定を実施した場合、モニタリング結果を県災害対策本部原子力班がとりまとめ、E M Cと共有する。

(3) E M Cの設置場所

E M Cは、国が原子力災害現地対策本部を設置したO F Cに設置する。

3 緊急時モニタリング用資機材の整備・維持管理

(1) 緊急時モニタリングに用いる各種システム

県は、国とともに、次のシステムを整備・維持管理する。

システム名	概 要
環境放射能監視テレメータシステム	固定観測局の測定データを収集するシステム ○収集データ ・ 固定観測局（県設置 5 3 局）の空間線量率、大気浮遊じん中放射能濃度、気象 ○端末設置場所 ・ 環境創造センター、環境放射線センター、福島支所 ・ 県庁 ・ 各市町村※¹ ・ オフサイトセンター（南相馬市及び檜葉町）
モニタリング情報共有システム（ラミセス）	○屋外端末 モニタリング要員が、屋外でモニタリング活動を実施する際、モニタリング要員間や本部（県災害対策本部・EMC）において、モニタリング情報及び関連情報を共有するシステム。 ○屋内端末 拠点間において、専用回線を用いてモニタリング情報及び関連情報を共有するシステム。 屋内端末設置場所 ・ 環境放射線センター ・ 県庁 ・ オフサイトセンター（南相馬市及び檜葉町）
緊急時連絡網システム	原子力災害時の通信連絡の利用するシステム。IP-電話、IP-FAX、TV会議システムを通じて各拠点間の連絡を行う 端末設置場所 ・ 環境創造センター、環境放射線センター、福島支所 ・ 県庁 ・ 福島県警察本部 ・ 関係市町村※¹ ・ 各地方振興局※² ・ オフサイトセンター（南相馬市及び檜葉町） ・ 関係市町村を管轄する消防本部※³
KURAMA-II システム	車両に搭載された線量率測定器で空間線量率を測定、同時に位置情報を自動的に記録することで、パソコンの地図上に行程中の空間線量率を随時表示するシステム 福島県ではKURAMA-IIを70台整備している。

※1 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の13市町村

※2 県北、県中、相双、いわき地方振興局

※3 いわき市消防本部、伊達地方消防組合消防本部、相馬地方広域消防本部、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、郡山地方広域消防組合消防本部

(2) 緊急時モニタリングに用いる資機材等

福島県は、モニタリング機器・分析機器・通信機器・防護用資機材等を整備・維持管理する。なお、資器材等の数量・仕様については別途作成する。

4 緊急時モニタリングの測定項目等

(1) 空間線量率

ア モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システムにおける測定

固定観測局・国設置の可搬型モニタリングポスト・リアルタイム線量測定システムにおいて、空間線量率を連続測定する。各モニタリングポストの設置場所等については、環境放射能等測定計画書（福島県）¹を参照するとともに、モニタリングポスト関連情報（福島県ホームページ）²又は放射線モニタリング情報共有・公表システム（原子力規制委員会）³を参考とする。

なお、防護措置実施単位とモニタリングポストの組合せについては、第8回福島地域原子力防災協議会作業部会（令和5年7月27日開催）及び第9回福島地域原子力防災協議会作業部会（令和6年8月1日開催）において、原子力規制庁監視情報課より報告がなされた「防護措置実施単位とモニタリングポストの組合せ一覧表」を参照する。ただし、これらの報告以降に新たな組合せが報告されている場合には、最新の内容を参照することとする。

イ 可搬型モニタリングポストによる測定

既設のモニタリングポスト等が機器異常等により測定不可能になった場合、必要に応じて、代替的に可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量率を連続測定する。

事故の進展に応じて、可搬型モニタリングポストを用いて、居住地域（退避した地域を除く）及び避難場所や避難中継場所など住民が一時滞在する場所等で空間線量率を測定する。

ウ モニタリングカーによる測定

あらかじめ定められたルートを基本として、必要に応じ、走行サーベイを実施する。その後、事故の進展等に応じて、現地本部緊急時モニタリング班企画調整G（施設敷地緊急事態後は、EMC企画調整G）の指示に基づき測定を行う。

なお、走行サーベイ候補地点は福島県原子力災害広域避難計画における避難ルート図⁴を参照する。

エ サーベイメータによる測定

既設のモニタリングポスト等が機器異常等により測定不可能になった場合、必要に応じて、緊急時モニタリング班企画調整G（施設敷地緊急事態後は、EMC企画調整G）の指示に基づき、サーベイメータによる測定を随時実施する。

¹ URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/genan225.html>

² URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-kukan-monitoring.html>

³ URL : <https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>

⁴ 「福島県原子力災害広域避難計画」（第五版令和6年3月29日、福島県）における参考資料のうち、「1. 関係市町村別資料（2）避難ルート図」を参照する。ただし、同計画の改定がなされている場合には、最新の計画を参照すること。

(2) 大気中の放射性ヨウ素濃度

ア 固定観測局における試料採取

県設置固定観測局のダスト、ヨウ素採取装置を用いて大気試料を採取し、ろ紙及び活性炭カートリッジを回収後、ゲルマニウム半導体検出器で放射性ヨウ素濃度を分析する。

なお、固定観測局の設置場所は、環境放射能等測定計画書（福島県）を参照する。

イ 可搬型サンプラによる試料採取

事故の進展に応じて、可搬型サンプラを用いて、居住地域（退避した地域を除く）及び避難場所や避難中継場所など住民が一時滞在する場所等で大気試料を採取する。

なお、大気試料採取候補地点は、環境放射能等測定計画書（福島県）を参照する。

(3) 環境試料中の放射性物質濃度

ア 飲食物の分析

原子力災害対策指針（令和6年9月11日、原子力規制委員会）において運用上の介入レベル（Operational Intervention Level（以下「OIL」という。））の初期設定値として設定された飲食物に係るスクリーニング基準（ $0.5 \mu\text{Sv/h}$ ）※を超えた地域において、水及び農産物等を採取し、ゲルマニウム半導体検出器で分析する。

※飲食物に係るスクリーニング基準の概要については以下のとおり。

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準。	$0.5 \mu\text{Sv/h}^{*1}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

※1 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

（出典元：原子力災害対策指針（令和6年9月11日一部改正））

(ア) 水道水

地点の選定にあたっては、関係機関（福島県保健福祉部及び各市町村等水道担当部局）と調整し、風向などの気象状況及び水源の種類や水道施設の稼働状況等を考慮する。

採取地点は、浄水場や配水池等の水道施設、又は給水区域を代表とする地点とし、水道施設設置者に対し、関係機関を通じて試料の提供及び採取を依頼する。可能であれば浄水に加え、原水も合わせて採取する。

なお、水道水採取候補地点は、環境放射能等測定計画書（福島県）及び「参考資料 福島県内水道水モニタリング検査採水地点一覧」を参照する。

(イ) 野菜、原乳等

地点の選定にあたっては、関係機関（福島県農林水産部）と調整し、風向などの気象状況を考慮する。

農作物については、大気中の放射性物質が付着し影響が早期に現れる『葉菜』を優先し、葉菜の入手が困難な場合は、指標植物（ヨモギ等）で代替することも検討する。

試料の提供及び採取は、関係機関を通じて関係団体又は生産者に依頼する。

試料は、1 試料につき同一品目で複数個体用意し、生産地点の明らかなものとする。

イ 土壌等の分析

環境放射線の状況に関する情報収集のため、土壌等の環境試料を分析する。

地点選定に当たっては、空間線量率、気象状況、地形等を考慮する。

採取地点は、空間線量率測定地点の周辺の公共の公園やグラウンド等とし、現地状況により適当な地点で採取できない場合には、近辺の道路脇などの未耕地などで採取する。

なお、土壌の採取候補地点は、環境放射能等測定計画書（福島県）に記載する。

（４）測定・分析方法

ア 走行サーベイ

（ア）モニタリングカーによる測定

モニタリングカーにより走行サーベイを実施する。測定方法は福島県緊急時モニタリングマニュアルを参照のこと。

（イ）KURAMA－Ⅱによる測定

車内にGPS連動型空間線量率自動記録システム「KURAMA－Ⅱ」を地上1 mの高さ（座席の上など）になるよう設置し測定する。測定方法は福島県緊急時モニタリングマニュアルを参照のこと。

イ サーベイメータによる測定

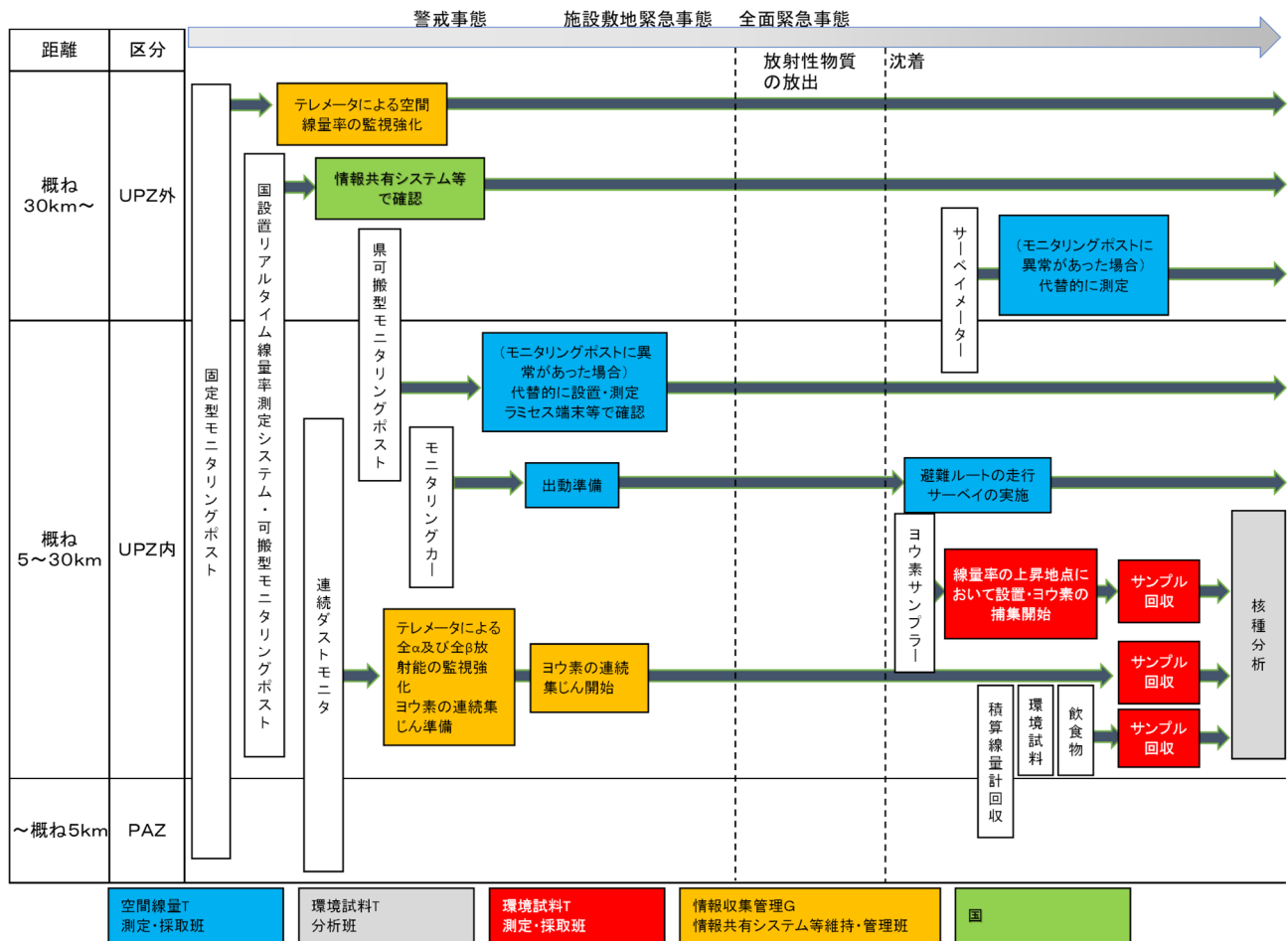
地上1 mの高さにおける空間線量率を測定する。測定方法は福島県緊急時モニタリングマニュアルを参照のこと。

ウ 環境試料の採取・分析

福島県緊急時モニタリングマニュアルを参照し、環境試料の採取及び分析を行う。

5 緊急時モニタリングの実施

緊急事態の進行に伴い、図6のとおり緊急時モニタリングを実施する。



UPZ：緊急時防護措置を準備する区域 (Urgent Protective action planning Zone)

PAZ：予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone)

図6 緊急時モニタリングの初動対応について

(1) 警戒事態（E M C 設置前）における環境放射線モニタリング

警戒事態発生後、現地本部緊急時モニタリング班は次の環境放射線モニタリングを実施する。

項 目	内 容
固定観測局による監視強化	環境放射能監視テレメータシステムにより観測局の監視を強化 【測定地点】 5 3 地点 【測定項目】 空間線量率、大気浮遊じん中放射能濃度、気象
国設置可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システムによる監視強化	原子力規制委員会H P で、国設置可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システムの測定値を確認 【測定地点】 約 3 5 0 0 地点 【測定項目】 空間線量率
可搬型モニタリングポストによる測定	可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量率を測定 【測定地点】 測定不能の固定観測局のバックアップ
モニタリングカーによる走行サーベイ	走行サーベイの準備
大気中放射性ヨウ素の採取	連続採取していない固定観測局によるヨウ素の採取準備

(2) 施設敷地緊急事態（E M C 設置後）における初期モニタリング

施設敷地緊急事態発生後、モニタリング実施計画に基づき、E M C は次の緊急時モニタリングを実施する。

項 目	内 容
固定観測局による監視強化の継続	環境放射能監視テレメータシステムにより観測局の監視強化を継続 【測定地点】 5 3 地点 【測定項目】 空間線量率、大気浮遊じん中放射能濃度、気象
国設置可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システムによる監視強化	原子力規制委員会H P で、国設置可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システムの測定値を確認 【測定地点】 約 3 5 0 0 地点 【測定項目】 空間線量率
可搬型モニタリングポストによる測定	可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量率を測定（継続又は地点追加） 【測定地点】 測定不能の固定観測局のバックアップ
モニタリングカーによる走行サーベイ	必要に応じて、走行サーベイを実施する
大気中放射性ヨウ素濃度の分析	固定観測局のヨウ素採取装置及び可搬型ヨウ素サンプラによるヨウ素の採取開始並びにヨウ素カートリッジの交換

(3) 全面緊急事態における初期モニタリング

放射性物質の地表沈着後、モニタリング実施計画に基づき、E M C は次の緊急時モニタリングを実施する。

項 目	内 容
固定観測局による監視強化の継続	環境放射能監視テレメータシステムにより観測局の監視強化を継続 【測定地点】 5 3 地点 【測定項目】 空間線量率、大気浮遊じん中放射能濃度、気象
国設置可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システムによる監視強化	原子力規制委員会H P で、国設置可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システムの測定値を確認 【測定地点】 約 3 5 0 0 地点 【測定項目】 空間線量率
可搬型モニタリングポストによる測定	可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量率を測定（継続又は地点追加） 【測定地点】 測定不能の固定観測局のバックアップ
モニタリングカーによる走行サーベイ	避難ルートのサーベイを行うとともに、線量率が $0.5 \mu \text{Sv/h}$ を超えるおそれがあると予想される場合は、U P Z 圏外にモニタリング範囲を拡大
大気中放射性ヨウ素濃度等の分析	固定観測局のヨウ素採取装置に加え、可搬型サンプラで大気試料を採取し、ゲルマニウム半導体検出器で分析する 【測定地点】 線量率の上昇地点
飲食物の分析	空間放射線量率が $0.5 \mu \text{Sv/h}$ を超えた場合は、その地域で生産された飲食物の放射性物質濃度を分析する 【対象試料】 飲料水、野菜、原乳等
土壌等の分析	必要に応じて、土壌等の放射性物質濃度を分析する 【対象試料】 土壌、指標植物

（４）中期モニタリング

中期モニタリングは、放射線又は放射性物質の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。

中期モニタリングでは、初期モニタリング項目を充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

（追加項目）

項 目	内 容
環境試料の分析	原子力発電所周辺監視計画等で対象としている試料を含む多種類の環境試料について、測定対象とする核種を増やすなど、より詳細な放射性物質濃度を分析する 【対象試料】飲食物、土壌、指標植物等
放射性ストロンチウム及びプルトニウムの分析	必要に応じて環境試料中の放射性ストロンチウム及びプルトニウムを分析する 【対象試料】水道原水、土壌等

（５）復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、初期及び中期モニタリングの結果、発災原子力発電所の事故形態及び復旧状況等を踏まえ、国が計画を策定する。

6 モニタリングの指示、結果の公表

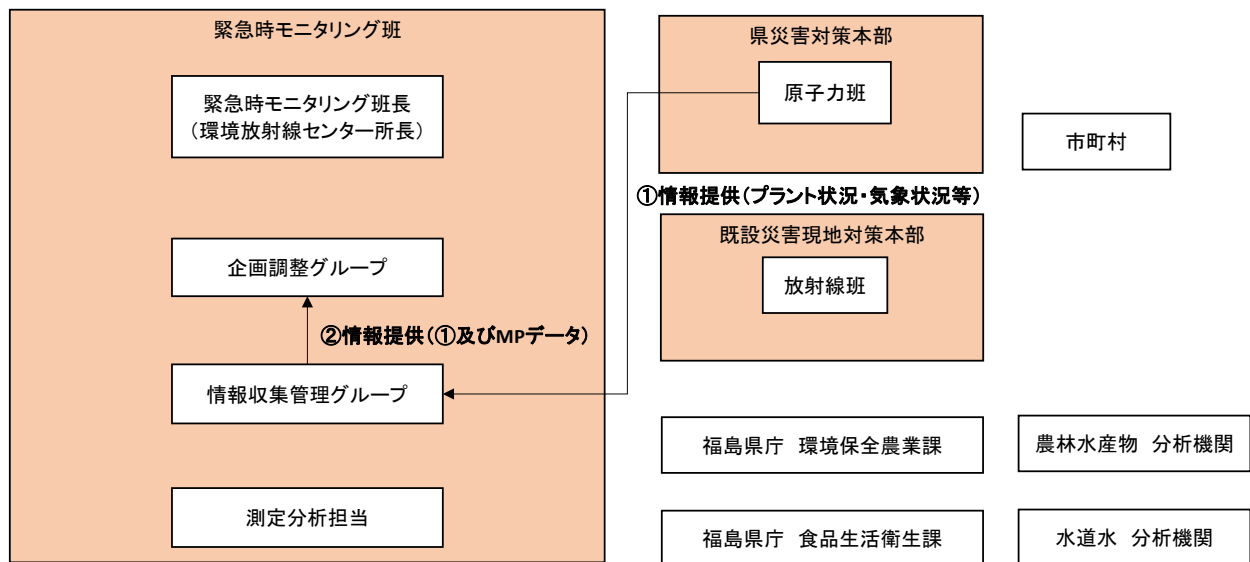
(1) EMC設置前

ア モニタリングの企画及び指示（農林水産物以外）

企画調整グループは環境放射線モニタリングの強化の指示書案（様式3-1）を定め、緊急時モニタリング班長（以下「班長」という。）の承認を得た後、測定分析担当に指示する。

測定分析担当は、指示書に基づくモニタリング活動を行うための班編成や手順書を作成し、モニタリングカーによる走行サーベイの準備や可搬型モニタリングポスト設置等を実施する。

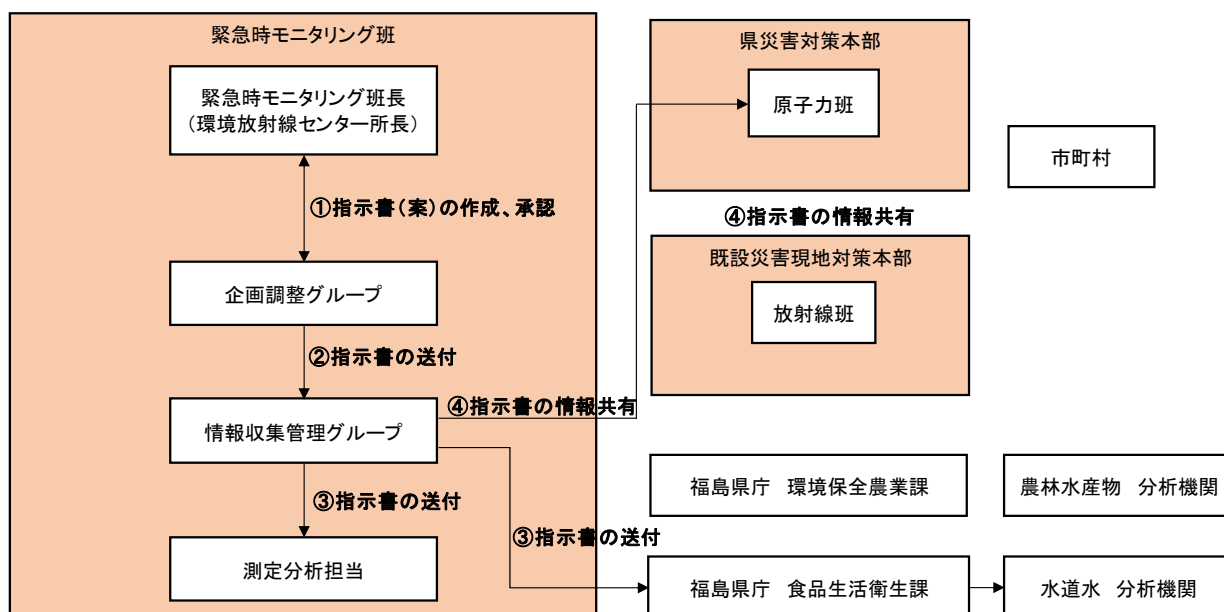
モニタリングカーによる走行サーベイ結果等は、測定分析担当から情報収集管理グループに報告し、情報収集管理グループは観測局データなどすべてのモニタリング結果を取りまとめ、企画調整グループに報告する。



① 情報収集管理グループは、県災害対策本部原子力班よりプラント状況や気象状況等の情報提供を受ける。

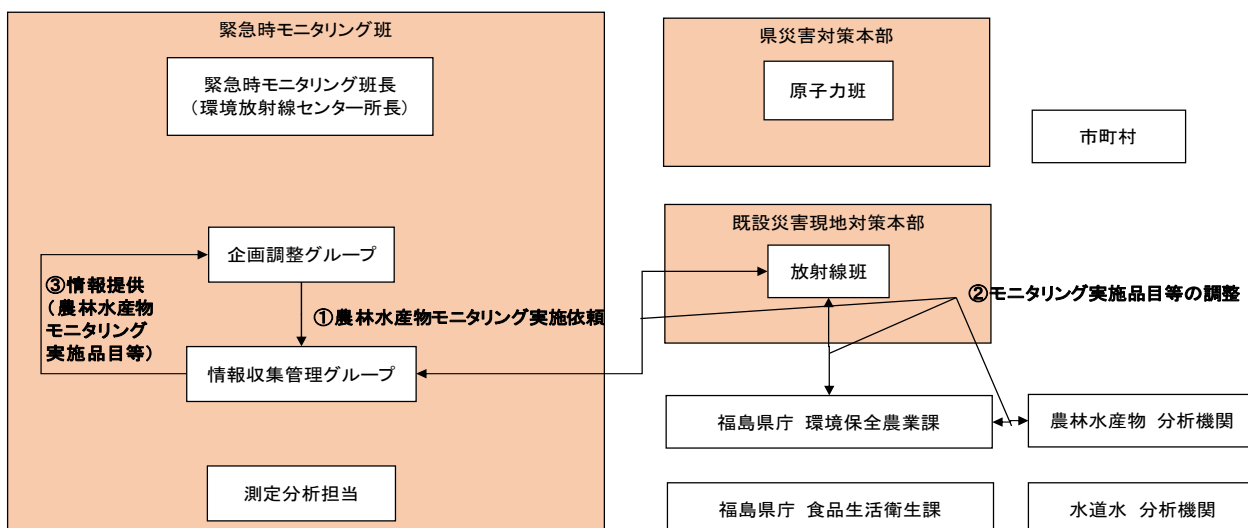
② 情報収集管理グループは、①で提供された情報及びモニタリングポストのデータを集約し、企画調整グループに送付する。

※ 市町村が独自にモニタリングを実施した場合は、市町村は県災害対策本部原子力班に報告し、原子力班は情報収集管理グループに送付する。

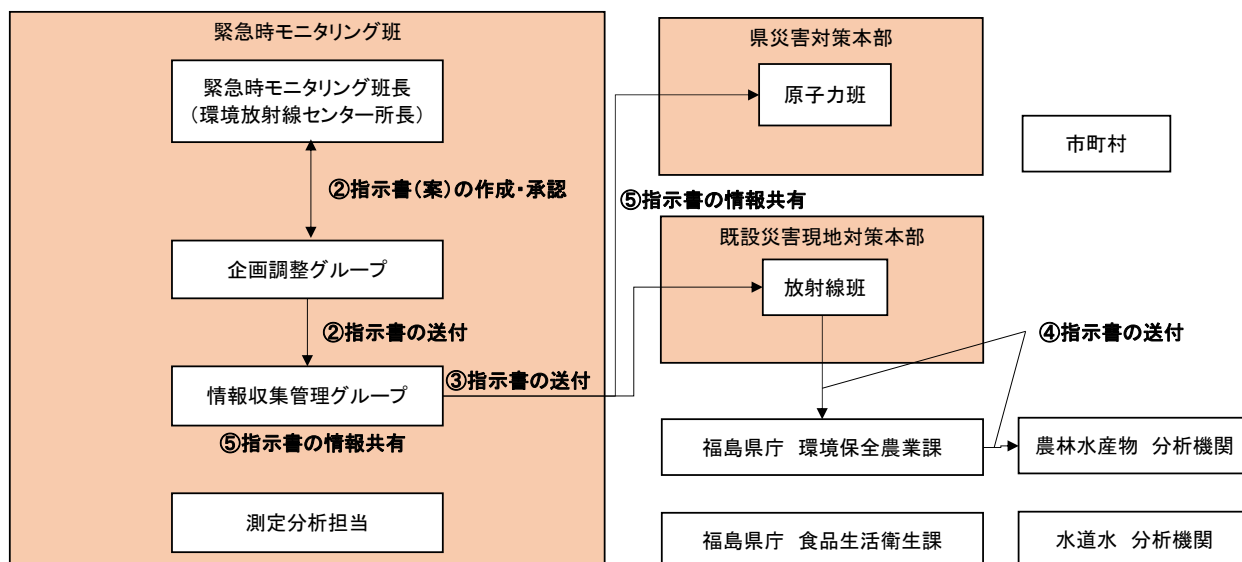


- ① 企画調整グループは、指示書（案）（様式３－１）を作成し、班長の承認を受ける。
- ② 企画調整グループは、班長に承認された指示書を情報収集管理グループに送付する。
- ③ 情報収集管理グループは、測定分析担当に電子メール、ＦＡＸ、緊急時連絡網システム等を用いて指示書を送付する。水道水のモニタリングにおいては、食品生活衛生課を経由して、水道水 分析機関に指示書を送付する。
- ④ 情報収集管理グループは、県災害対策本部原子力班及び既設災害現地対策本部放射線班に指示書を送付する。また、情報収集管理グループは、ラミセス等の情報共有システムに指示書の情報を入力し、現場で活動している測定分析担当及び県災害対策本部原子力班と情報を共有する。

イ モニタリングの企画及び指示（農林水産物）



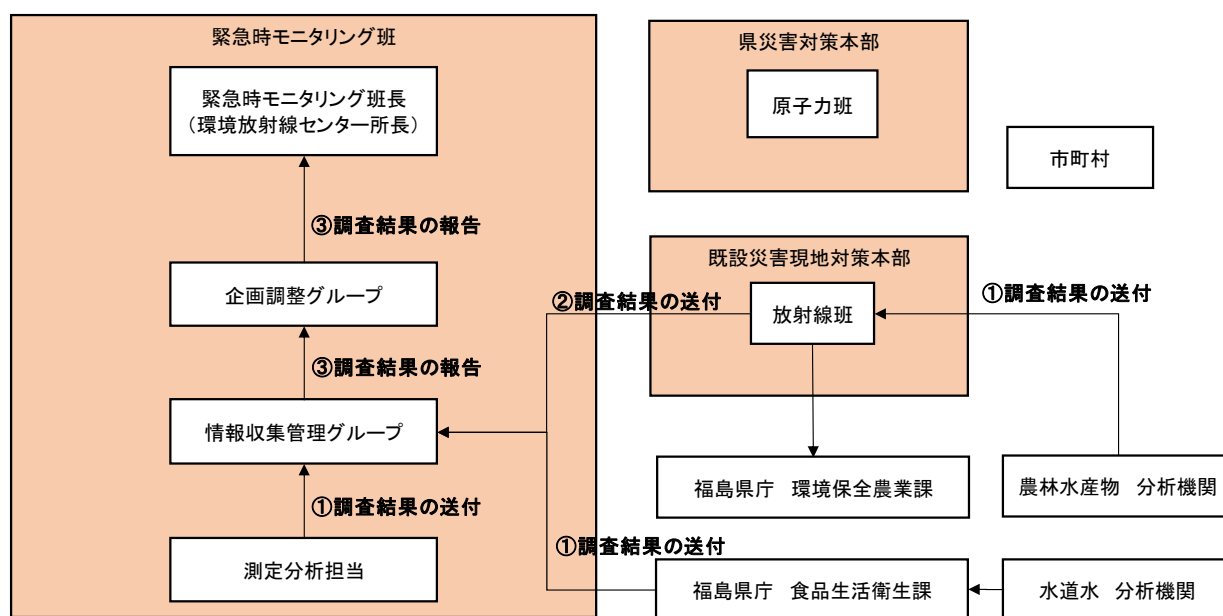
- ① 企画調整グループは、農林水産物モニタリングの実施を企画する。情報収集管理グループを通じて、調査する農林水産物の項目の検討を既設災害現地対策本部放射線班に依頼する。
- ② 既設災害現地対策本部放射線班は、県環境保全農業課を通じて、採取可能な農林水産物の調査品目についての情報を取得し、情報収集管理グループに送付する。
- ③ 情報収集管理グループは、既設災害現地対策本部放射線班から送付された農林水産物の調査品目の情報を企画調整グループへ送付する。



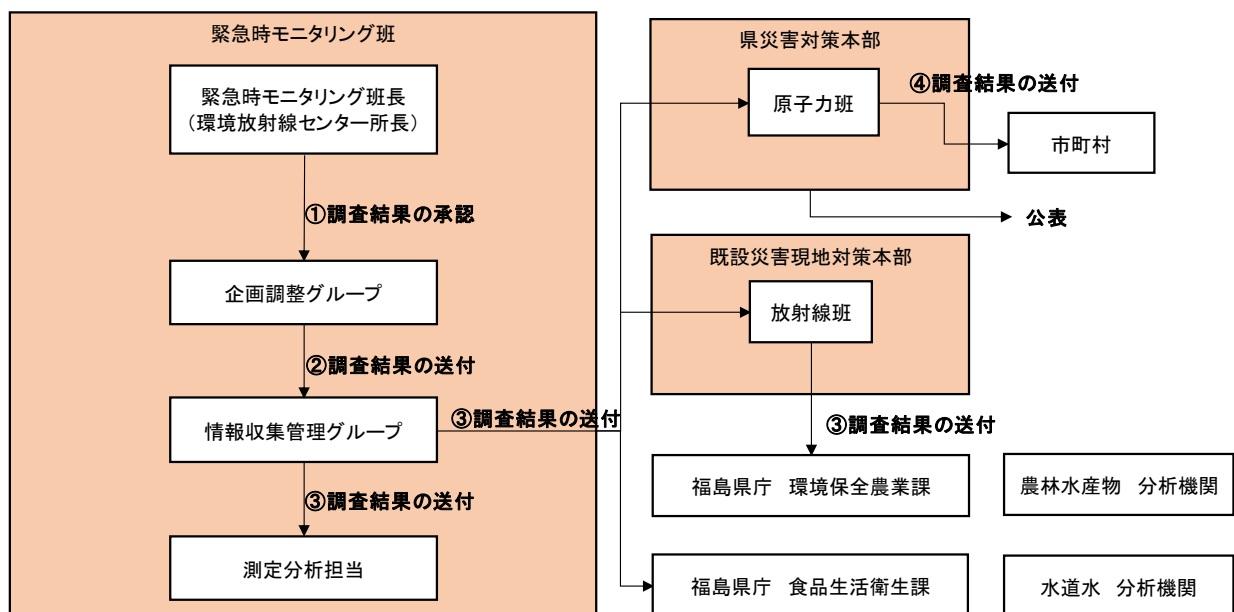
- ① 企画調整グループは、農林水産物モニタリングの指示書（案）（様式 3-1）を作成し、班長の承認を受ける。
- ② 企画調整グループは、承認された指示書を情報収集管理グループへ送付する。
- ③ 情報収集管理グループは、既設災害現地対策本部放射線班に指示書を送付する。
- ④ 既設災害現地対策本部放射線班は、県環境保全農業課及び県災害対策本部原子力班に指示書を送付する。
- ⑤ また、情報収集管理グループは、ラミセス等の情報共有システムに指示書の情報を入力し、現場で活動している測定分析担当及び県災害対策本部原子力班と情報を共有する。

ウ 緊急時モニタリング結果の報告及び公表

緊急時モニタリング班から報告を受けた県災害対策本部はホームページ等でモニタリング結果等を速やかに公表する。



- ① 農林水産物分析機関は、農林水産物モニタリングの結果を F A X 又は電子メール等で既設災害現地対策本部放射線班へ送付する。
水道水分析機関は、水道水モニタリングの結果を食品生活衛生課を経由し F A X 又は電子メール等で情報収集管理グループへ送付する。
測定分析担当は、モニタリングの結果を F A X、電子メール又はラミセス等で情報収集管理グループへ送付する。
- ② 既設災害現地対策本部放射線班は、農林水産物モニタリングの結果を情報収集管理グループへ送付する。
- ③ 情報収集管理グループは、各モニタリングの結果を集約し、班長に報告する。



- ① 班長は調査結果を承認する。
- ② 情報収集管理グループは、承認された調査結果を県災害対策本部原子力班、既設災害現地対策本部放射線班及び各測定分析担当に送付する。既設災害現地対策本部放射線班は県環境保全農業課へ調査結果を通知する。
- ③ 情報収集管理グループは承認された調査結果をラミセス等の情報共有システムに入力し、現場で活動している測定分析担当及び県災害対策本部原子力班と情報を共有する。
- ④ 県災害対策本部原子力班は、FAX又は緊急時連絡網システム等を用いて市町村に調査結果を送付する。また、県災害対策本部原子力班は調査結果の公表資料を作成し、県災害対策本部が一元的に公表を行う。

(2) EMC設置後

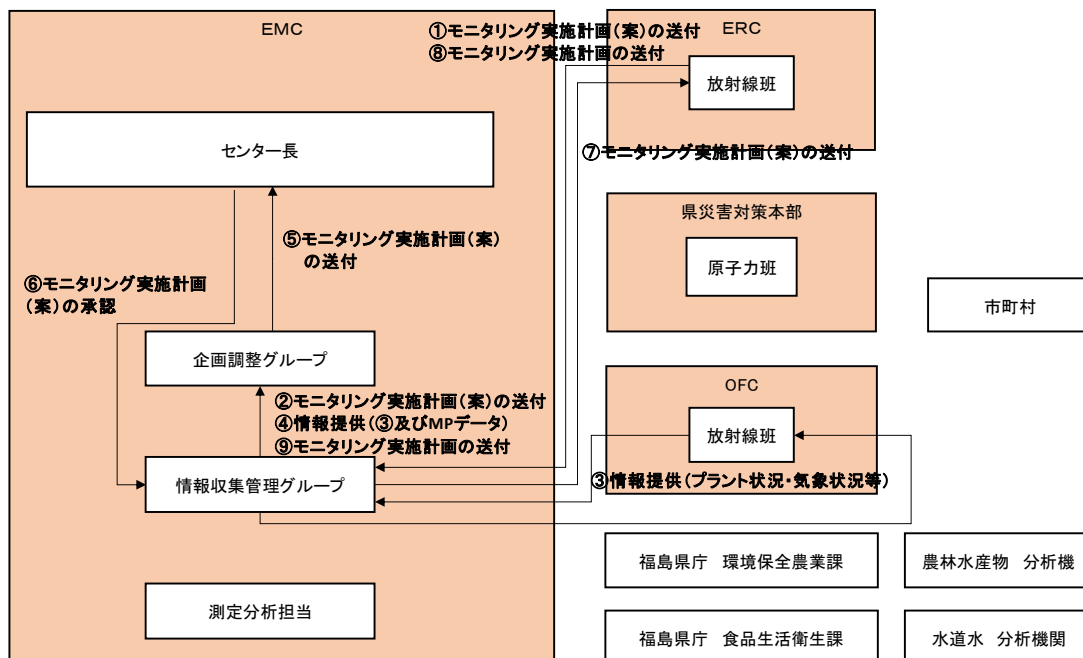
ア モニタリングの企画及び指示（農林水産物以外）

ERCで作成した「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、企画調整グループは詳細な実施内容（指示書）案を作成し、センター長、センター長代理の承認を得た後、情報収集管理グループを通じて測定分析担当に属する「福島県」、「国・関係指定公共機関」、「関係府県モニタリング本部」、「原子力事業者」の各組織にモニタリングを指示する。

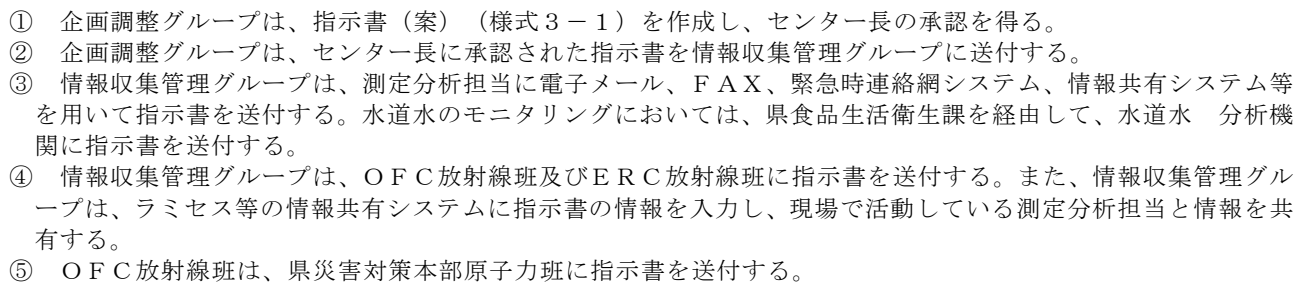
指示を受けて、EMC測定分析担当は、緊急時モニタリング活動を行うための班編成を行うとともに、環境試料採取等の指示書を基に測定手順書（任意様式）を作成し、現地活動班に指示する。

環境試料の分析結果等は、EMC測定分析担当から情報収集管理グループに報告する。情報収集管理グループはすべてのモニタリング結果を取りまとめ、企画調整グループ、ERC及びOFCに報告する。

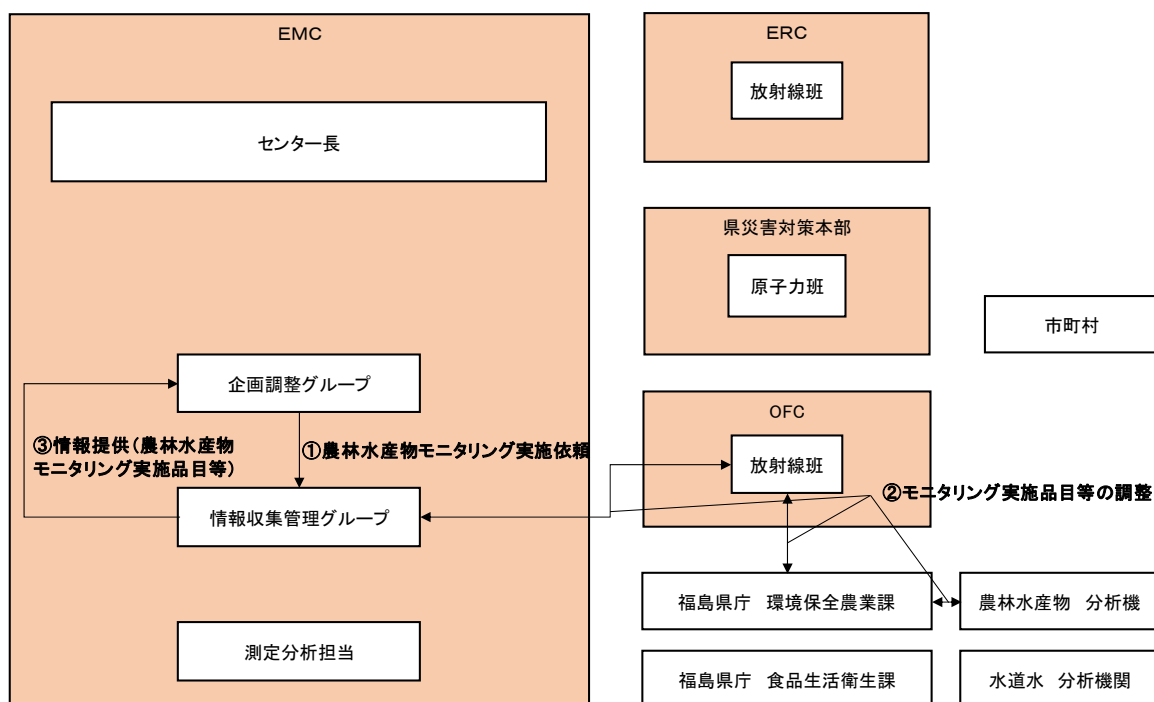
企画調整グループは、必要に応じて、モニタリング結果について技術的考察を行い、ERCに報告する。



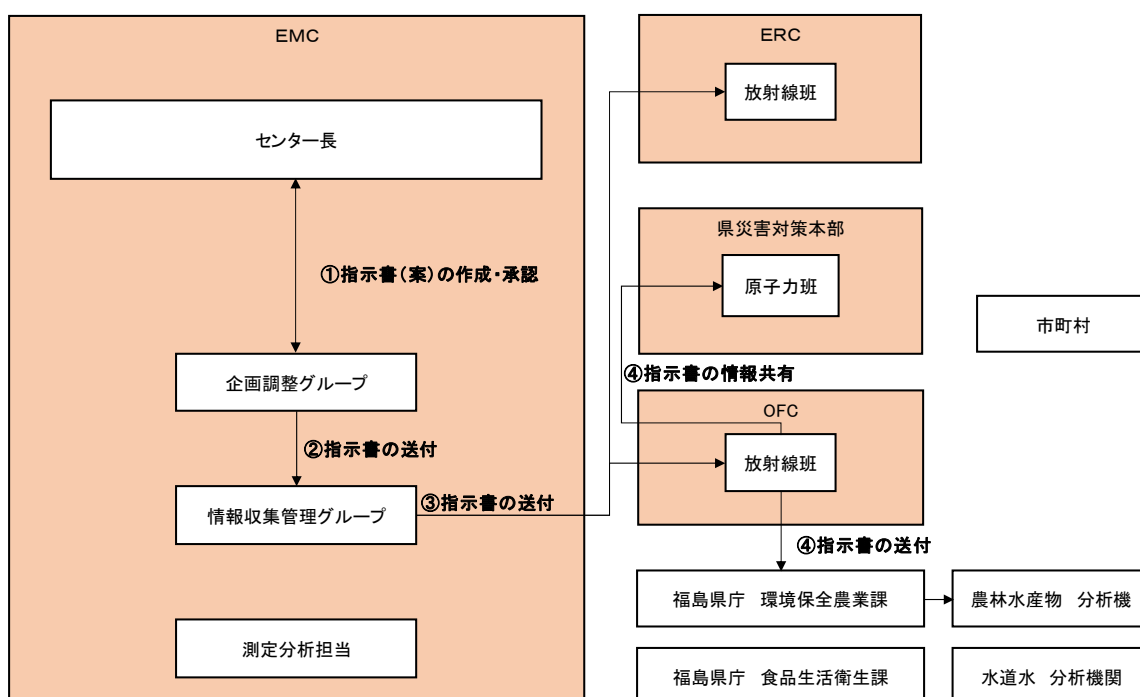
- ① ERC放射線班は、情報収集管理グループにモニタリング実施計画（案）を送付する。
 - ② 情報収集管理グループは、モニタリング実施計画（案）を企画調整グループに送付する。
 - ③ 情報収集管理グループは、OFC放射線班よりプラント状況や気象状況等の情報提供を受ける。
 - ④ 情報収集管理グループは、③で提供された情報及びモニタリングポストのデータを集約し、企画調整グループに送付する。
 - ⑤ 企画調整グループは、現地状況に応じて同実施計画案の修正及び関連資料の添付等を行い、センター長へ送付する。
 - ⑥ センター長は、モニタリング実施計画（案）を承認し、情報収集管理グループに送付する。
 - ⑦ 情報収集管理グループは、センター長により承認されたモニタリング実施計画（案）をERC放射線班に送付する。
 - ⑧ ERC放射線班は、モニタリング実施計画を情報収集管理グループに送付する。
 - ⑨ 情報収集管理グループは、企画調整グループへモニタリング実施計画を送付する。
- ※ 市町村が独自にモニタリングを実施した場合は、市町村は県災害対策本部原子力班に報告し、原子力班は情報収集管理グループに送付する。



イ モニタリングの企画及び指示（農林水産物）



- ① 企画調整グループは、情報収集管理グループを通じて、モニタリング実施計画に基づき調査する農林水産物の項目の検討をOFC放射線班に依頼する。
- ② OFC放射線班は、県環境保全農業課を通じて、採取可能な農林水産物の調査品目についての情報を取得し、情報収集管理グループに送付する。
- ③ 情報収集管理グループはOFC放射線班から農林水産物の調査品目についての情報を受領し、企画調整グループへ送付する。

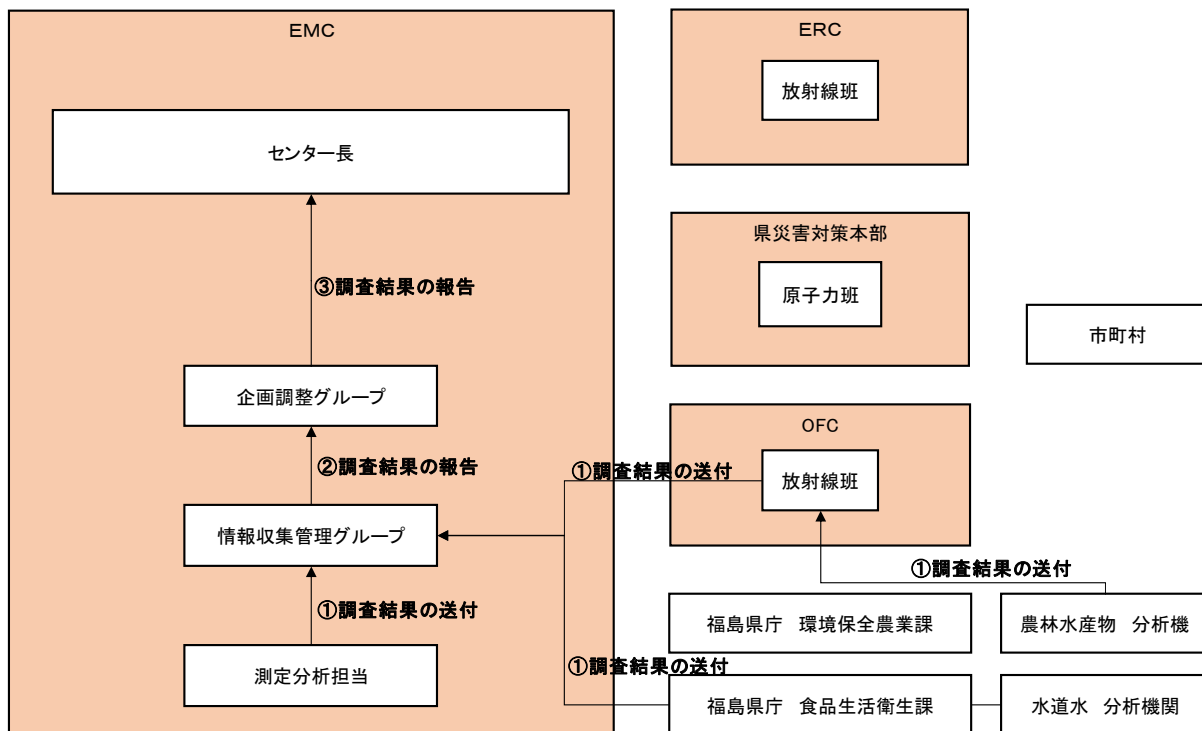


- ① 企画調整グループは、農林水産物モニタリングの指示書（案）（様式3-1）を作成し、センター長の承認を得る。
- ② 企画調整グループは、承認された指示書を情報収集管理グループへ送付する。
- ③ 情報収集管理グループは、OFC及びERC放射線班に指示書を送付する。また、情報収集管理グループは、ラミセス等の情報共有システムに指示書の情報を入力し、現場で活動している測定分析担当と情報を共有する。
- ④ OFC放射線班は、県環境保全農業課及び県災害対策本部原子力班に指示書を送付する。

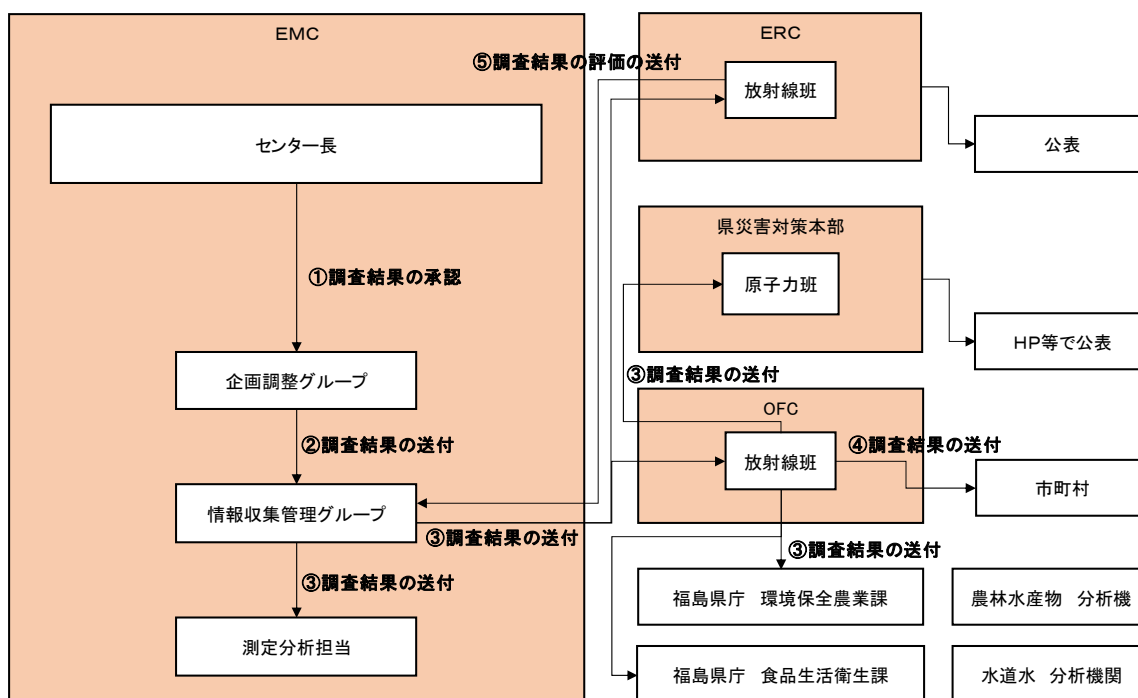
ウ 緊急時モニタリング結果の報告及び公表

国原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部は、EMCから報告を受けた緊急時モニタリング結果を速やかに解析・評価し、ホームページ等で公表することとしている。

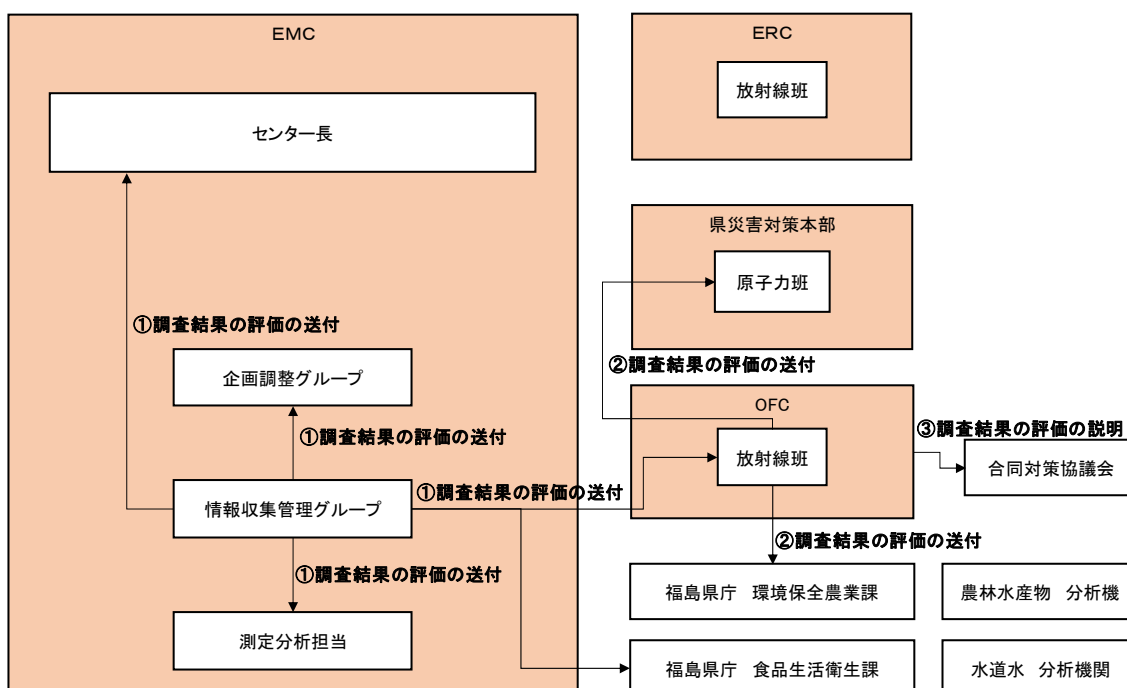
また、福島県災害対策本部は、EMCにおいて妥当性が確認された結果を速報としてホームページ等で公表することとし、国原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部による解析・評価が得られ次第、速やかにその旨を掲載する。



- ① 農林水産物 分析機関は、農林水産物モニタリングの結果をFAX又は電子メール等でOFC放射線班へ送付する。
水道水 分析機関は、水道水モニタリングの結果を食品生活衛生課を経由しFAX又は電子メール等で情報収集管理グループへ送付する。
測定分析担当は、モニタリングの結果をFAX、電子メール又はラミセス等で情報収集管理グループへ送付する。
OFC放射線班は、農林水産物モニタリングの結果を情報収集管理グループへ送付する。
- ② 情報収集管理グループは、各モニタリングの結果を集約し、企画調整グループに報告する。
- ③ 企画調整グループは、センター長に報告する。



- ① センター長は調査結果を承認する。
- ② 企画調整グループは、情報収集管理グループに承認された調査結果を送付する。
- ③ 情報収集管理グループは、承認された調査結果をOFC放射線班、各測定分析担当に送付する。OFC放射線班は県災害対策本部原子力班へ調査結果を通知する。
- ※ 情報収集管理グループは承認された調査結果をラミセス等に情報共有システムに入力し、現場で活動している測定分析担当及び県災害対策本部原子力班と情報を共有する。
- ④ OFC放射線班は、FAX等を用いて市町村に調査結果を送付する。
ERC及び県災害対策本部は、調査結果をホームページ等で公表する。
- ⑤ ERC放射線班は、調査結果について評価を行い、企画調整グループに送付する。



- ① 情報収集管理グループは、調査結果の評価をセンター長・企画調整グループ・測定分析担当・OFC放射線班に送付するとともに、ラミセス等の情報共有システムに入力し、現場で活動している測定分析担当及び県災害対策本部原子力班と情報を共有する。
- ② OFC放射線班は、県災害対策本部原子力班・県環境保全農業課に調査結果の評価を送付する。
- ③ OFC放射線班は、合同対策協議会での説明資料を作成するとともに、同協議会において、福島県・関係市町村へ評価結果を説明する。

7 被ばく管理及び汚染管理

(1) 被ばく管理方法

緊急時モニタリング要員へ個人被ばく線量計を配布するとともに、活動後に汚染検査を実施し、様式5-1「個人被ばく管理報告書」に基づき被ばく管理を行う。

緊急時モニタリング要員は、個人被ばく線量計を着用の上活動を行うこととし、拠点を出発・帰着するごとに被ばく線量を記録する。

(2) 被ばく管理線量、撤退線量

緊急時モニタリング要員の放射線防護に係る指標については、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）において次のように定められている。

本県における緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量の指標は、以下の表のとおりとする。

区分	線量の上限
被ばくの可能性がある環境下で活動する場合	実効線量：5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv
	等価線量 眼の水晶体：5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv 皮膚：1年間につき500mSv
	女性(妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠と診断された者を除く)
妊娠と診断された女性(妊娠と診断されたときから出産までの間)	実効線量：3月間につき5mSv
緊急作業を実施する者が、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合(男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性)	内部被ばくによる実効線量：1mSv
	実効線量：100mSv 等価線量 眼の水晶体：300mSv 皮膚：1Sv

ただし、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、県は、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう配慮するものとする。

また、県が指定（地方）公共機関や民間事業者等に対して緊急事態応急対策の実施を依頼する場合には、実効線量で1mSvを基本とする

(3) 被ばく防止対策

放射性物質が検出された場合又はそのおそれがある場合には、EMCセンター長の責任により、下記のとおり緊急時モニタリング要員の被ばく防護措置を実施する。ただし、現地においてモニタリング要員が身の危険を感じた場合は、個人の判断により退避することとする。

ア 防護服等の着用

必要に応じて、出動時に防護服、防護マスク等の適切な保護具を着用する。

イ 安定ヨウ素剤の携行及び服用

放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を携行する。なお、安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会が服用の必要性を判断することとされており、服用対象者の年齢、副作用の考慮、ヨウ素過敏症等の既往歴等に配慮しなければならない。

ウ 緊急時モニタリング要員の汚染検査

現地において活動した緊急時モニタリング要員について、汚染検査を実施する。

特に、放射性ヨウ素が検出された地域で活動した緊急時モニタリング要員については、甲状腺被ばく検査も併せて実施する。

エ 資機材の汚染検査

現地に携行した資機材について、汚染検査を実施する。

オ 汚染が検出された場合の措置

緊急時モニタリング要員及び資機材の汚染検査の結果、OIL 4 の設定値を超えた値が検出された場合は、除染措置を行う等汚染の拡大防止に努める。OIL 4 の設定値については以下のとおり。

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ※1 (皮膚から数cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
		β 線：13,000cpm ※2【1 か月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)	

※1 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※2 ※1 と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

(出典元：原子力災害対策指針（令和6年9月11日一部改正））

(4) 機器の汚染防止対策

機器の養生、作業の分業化ならびに区域管理を徹底するなど適切な汚染防止対策を行うとともに、万が一汚染した場合は速やかに除染を行う。詳細については別途マニュアルに定める。

作成

年

月

様式1-1号
日
時 分

通信連絡票

発信先			
種別 (○をつける)	指示	報告	情報提供 その他()
件名			
発信日時		受信日時	
発信者		受信者	
所属	グループ(班)	所属	グループ(班)
内容			

確認欄

センター長 (班長)	グループ長	

要員管理簿(拠点:)							
派遣元 機関	A) 国、 B) 福島県、 C) 東京電力(株)、 D) (国研)日本原子力研究開発機構、 E) 他都道府県、 F) 県内市町村、 G) その他()						
年齢	① 10代、② 20代、③ 30代、④ 40代、⑤ 50代、⑥ 60代以上						
配属先 グループ	ア センター長、代理、イ 企画調整G、ウ 情報収集管理G、 エ 測定分析担当(統括連絡班)、オ 測定分析担当(測定採取班)、 カ 測定分析担当(分析班)、キ その他()						
番号	受付日	派遣元 (記号)	氏名	性別	年齢 (記号)	配属 (記号)	解除日
-01				男・女			
-02				男・女			
-03				男・女			
-04				男・女			
-05				男・女			
-06				男・女			
-07				男・女			
-08				男・女			
-09				男・女			
-10				男・女			
-11				男・女			
-12				男・女			
-13				男・女			
-14				男・女			
-15				男・女			
-16				男・女			
-17				男・女			
-18				男・女			
-19				男・女			
-20				男・女			

指示書第	号	年	月	日(:)
測定分析担当	()	殿		
		EMCセンター長 (緊急時モニタリング班長)		
緊急時モニタリング指示書				
実施項目	採取・測定等	測定場所 地点番号・地点名		
☐ 線量率	☐ 固定局			
	☐ 可搬型MP			
	☐ モニタリングカー			
☐ 大気中 放射性物質	☐ 固定局(ヨウ素・ダスト)			
	☐ サンプラ設置			
	☐ 採取・分析			
☐ 環境試料	☐ 採取			
	☐ 分析			
☐ その他 (特別指示項目)				
報告先:	☐ 情報収集管理グループ		☐ その他()	
報告頻度:				
報告方法:				
備考:				
(担当: 連絡先:)				

環境試料の核種分析結果

測定担当者: _____

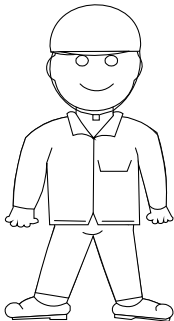
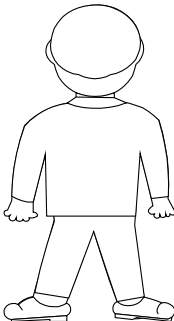
班名: _____

試料名	採取地点	採取日時	測定日時	測定時間	測定結果(核種名) 単位							備考

(注)測定器は、ゲルマニウム半導体検出装置とする

個人被ばく管理報告書					
ふりがな 氏 名		性別		年齢	才
配 属	グループ 班 チーム				
活動期間	年 月 日～ 年 月 日	過去累積線量		μ Sv	
【外部被ばく管理結果】					
活動年月日	主な活動地域	主な活動内容		被ばく線量	
年 月 日				μ Sv	
年 月 日				μ Sv	
年 月 日				μ Sv	
		活動期間中累積線量		μ Sv	
		全累積線量 (過去累積線量を含む)		μ Sv	
【身体汚染検査結果】					
検査年月日	除染前の汚染有無 汚染箇所	除染等措置の内容		除染後の汚染有無 汚染の程度	
年 月 日				cpm	
年 月 日				cpm	
年 月 日				cpm	
【注意】					
1 線量の記載欄には該当する単位にチェックを入れる。 2 様式5-2号および様式5-3号を添付する。					

日線量記録表						
ふりがな 氏 名				過去累積線量	μSv	
配 属	グループ			班	チーム	
線量計 番号	配布時		回収時		差引線量	活動場所 および活動内容
	日時	読取值	日時	読取值		
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		μSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		μSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		μSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		μSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		μSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		μSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		μSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		μSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		μSv	
日累積線量					μSv	
全累積線量 (過去累積線量を含む)					μSv	
【注意】 1 線量の記載欄には該当する単位にチェックを入れる。 2 本記録表は様式5-1号に添付する。						

身体汚染状況測定記録表						
ふりがな 氏 名						
配 属	グループ		班	チーム		
検査日時	年	月	日	時	分	測定者
【測定器情報】						
	GM管式サーベイメータ		NaI(またはCsI)シンチレーション式 サーベイメータ			
型式、管理番号						
換算係数	Bq/cm ² /cpm		kBq/(μSv/h)			
バックグラウンド値	cpm		μSv/h			
【身体汚染検査結果】 注) 表面から概ね1cm離して測定する。除染措置基準：40 Bq/cm ²						
正面	背面	部位	除染前		除染後	
			測定値(除B.G.)	汚 染	測定値(除B.G.)	汚 染
		①	cpm		cpm	
		②	cpm		cpm	
		③	cpm		cpm	
		④	cpm		cpm	
		⑤	cpm		cpm	
		甲状腺	μSv/h			
創傷部位と汚染の有無						
除染等措置の内容		☐ 更衣 ☐ 皮膚拭取り ☐ 皮膚洗浄 ☐ 傷口洗浄 ☐ その他()				
備考						
【汚染検査結果記載の注意】 - 測定部位が分かるよう、絵に印および番号を示す。 - 測定値欄には、予め測定したバックグラウンド値を差し引いた正味の値を記入する。 - 測定値に換算係数を乗じ、40 Bq/cm² を超えた場合は汚染有りとし、除染等を行う。 - 除染等措置の内容欄には、該当する項目にチェックを入れる。						
【その他注意】 本記録表は様式5-1号に添付する。						

資機材等汚染状況測定記録表					
資機材等名称				管理番号	
使用者	グループ		班	チーム	
検査日時	年	月	日	時	分
測定者					
【測定器情報】					
	GM管式サーベイメータ				
型式、管理番号					
換算係数	Bq/cm ² /cpm				
バックグラウンド値	cpm				
【資機材等汚染検査結果】					
注) 除染措置基準 : >40 Bq/cm ²					
資機材等の絵	部位	除染前		除染後	
		測定値(除B.G.)	汚染	測定値(除B.G.)	汚染
	①	cpm		cpm	
	②	cpm		cpm	
	③	cpm		cpm	
	④	cpm		cpm	
	⑤	cpm		cpm	
	⑥	cpm		cpm	
除染等措置の内容	☐ 表面拭取り ☐ 洗浄 ☐ 養生保管 ☐ その他()				
備考					
【汚染検査結果記載の注意】 1 測定部位が分かるよう、絵に印および番号を示す。 2 測定値欄には、予め測定したバックグラウンド値を差し引いた正味の値を記入する。 3 測定値に換算係数を乗じ、除染措置基準(40 Bq/cm ²)を超えた場合は汚染有りとし、除染等を行う。 4 除染等措置の内容欄には、該当する項目にチェックを入れる。					

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧					
番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
1	9－1	福島市上水道事業(土湯地区)	鷲倉山水源地	末端給水栓の蛇口 (土湯温泉町支所)	湧水
2	9－2	福島市上水道事業(高湯地区)	とく沢水源地	末端給水栓の蛇口 (共同浴場あったか湯)	表流水(自流)
3	9－3	福島市上水道事業(茂庭地区)	草蒔沢水源地	末端給水栓の蛇口 (福島市役所茂庭出張所)	表流水(自流)
4	10－1	二本松市上水道事業	熊の穴第1、第2、第3、第4、第5、第6水源、 岳西第1、第2、第3水源	末端給水栓の蛇口 (農村婦人の家)	湧水、深井戸
5	10－2	二本松市岩代小浜地区簡易水道事業	第1、第2及び第4水源	末端給水栓の蛇口 (二本松市岩代支所)	浅井戸
6	10－3	二本松市上水道事業(渋川地区)	山ノ入浄水場	末端給水栓の蛇口 (吉倉高齢者能力活用センター)	表流水(ダム)
7	10－4	二本松市上水道事業(岳地区)	岳第1、第3水源	末端給水栓の蛇口 (岳温泉観光協会)	湧水、深井戸
8	10－5	二本松市東和簡易水道事業	太田水源	末端給水栓の蛇口 (二本松市太田字守山地下内)	浅井戸
9	10－6	二本松市岩代西新殿地区簡易水道事業	太郎田水源	末端給水栓の蛇口 (六角はつらつセンター)	浅井戸、深井戸
10	11－1	桑折町水道事業	内ノ馬場取水口	内ノ馬場浄水場	表流水(ダム)
11	11－2	桑折町水道事業	平沢受水池	末端給水栓の蛇口 (桑折町役場分庁舎)	浄水受水
12	11－3	桐ヶ窪簡易水道事業	芹ノ沢水源	末端給水栓の蛇口 (桑折町南半田字桐ヶ窪地下内)	湧水
13	11－5	御免町簡易水道事業	銀山南下水源	末端給水栓の蛇口 (桑折町南半田字志田ノ内前地下内)	湧水
14	11－6	銀山給水施設	大平水源	末端給水栓の蛇口 (桑折町北半田字銀山南地下内)	湧水
15	11－7	内ノ馬場給水施設	薬師堂水源	末端給水栓の蛇口 (桑折町南半田字窪地下内)	湧水
16	11－8	芹ノ沢給水施設	芹ノ沢水源	末端給水栓の蛇口 (桑折町南半田字蘭梅地下内)	湧水
17	11－9	滝ノ沢給水施設	滝ノ沢水源	末端給水栓の蛇口 (桑折町松原字道下地下内)	湧水
18	11－10	中北給水施設	鯉研水源	末端給水栓の蛇口 (桑折町南半田字再光地下内)	湧水
19	12－1	国見町水道事業	国見受水施設、第4、第5水源	末端給水栓の蛇口 (国見町役場)	浄水受水、深井戸
20	17－1	福島地方水道用水供給事業	摺上川ダム	すりかみ浄水場	表流水(ダム)
21	13－1	川俣町水道事業	第1、2、3水源	末端給水栓の蛇口 (川俣町役場)	表流水(自流)
22	13－2	川俣町飯坂地区簡易水道事業	第1・2水源	末端給水栓の蛇口 (飯坂小学校)	表流水(自流)
23	14－1	大玉村水道事業	第2、第3、第4、第5水源(全水源混合)	末端給水栓の蛇口 (大玉村役場分庁舎)	湧水、浅井戸、深井戸
24	16－1	本宮市水道事業	西ノ池水源、立石水源、上関下水源	立石山浄水場	表流水(自流)
25	16－2	本宮市水道事業	河原水源、上河原水源	小山浄水場	浅井戸

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧					
番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
26	16－3	本宮市水道事業	東禅寺水源、赤木水源	東禅寺浄水場	浅井戸
27	16－4	本宮市水道事業	平田石第1、第2、第3、第4水源	平田石浄水場	浅井戸、深井戸
28	1－1	田村市水道事業(大越地区)	第1、第2水源	末端給水栓の蛇口 (大越農村婦人の家)	表流水(自流)、浅井戸
29	1－2	上移上町給水組合	水源	末端給水栓の蛇口 (移出張所)	湧水
30	1－3	田村市水道事業(滝根地区)	第1水源、第2水源	末端給水栓の蛇口 (滝根公民館)	表流水(自流)
31	1－4	田村市水道事業(入新田地区)	第1水源	末端給水栓の蛇口 (田村市滝根町神俣地下内)	表流水(自流)
32	1－5	高柴簡易水道事業	第1水源、第2水源	末端給水栓の蛇口 (田村市大越町栗出地下内)	湧水
33	1－6	田村市水道事業(常葉地区)	第1、第3、第4水源	末端給水栓の蛇口 (常葉公民館山根分館)	湧水
34	1－7	田村市水道事業(常葉地区)	第5、第6、第7、第8水源	末端給水栓の蛇口 (西美田集会所)	浅井戸
35	1－8	田村市水道事業(船引地区)	第1、第2水源	末端給水栓の蛇口 (田村市水道事業所)	浅井戸、表流水(自流)
36	1－9	田村市都路町簡易水道事業	第1～5水源	末端給水栓の蛇口 (田村市都路町古道字本町地下内)	深井戸
37	27－1	三春町上水道事業	大滝根川	末端給水栓の蛇口 (下舞木地区農業集落排水処理施設)	表流水(自流)
38	27－2	三春町 ^{マキヱ} 過足簡易水道事業	第2水源	過足浄水場	深井戸
39	18－1	郡山市上水道事業	堀口浄水場(阿賀野川水系猪苗代湖(東南岸、東岸)、阿武隈川水系逢瀬川)	堀口浄水場	表流水(自流)、湖水
40	18－2	郡山市上水道事業	熱海浄水場 (阿武隈川水系五百川支流普通河川深沢川)	熱海浄水場	表流水(自流)
41	18－4	郡山市上水道事業	荒井浄水場 (阿武隈川水系大滝根川(三春ダム貯水))	荒井浄水場	表流水(ダム)
42	18－5	郡山市上水道事業	柳橋水源	末端給水栓の蛇口 (郡山市中田町地下内)	湧水
43	18－6	郡山市湖南町西部地区簡易水道事業	西部第1、第2水源	末端給水栓の蛇口 (郡山市湖南町福良地下内)	浅井戸
44	18－7	郡山市湖南東部簡易水道事業	東部第1、第2水源	末端給水栓の蛇口 (郡山市湖南町舟津地下内)	深井戸
45	18－8	郡山市熱海中山簡易水道事業	第2水源	配水池	深井戸
46	19－1	須賀川市上水道事業	阿武隈水系釈迦堂川	末端給水栓の蛇口 (西袋公民館)	表流水(自流)
47	19－2	須賀川市上水道事業	岩瀬1号～9号取水井	末端給水栓の蛇口 (福田公民館)	浅井戸、深井戸
48	19－3	須賀川市上水道事業	釈迦堂川支流花川小支笠松川 (長沼第3水源)、長沼第1、第2、第4～第6水源	末端給水栓の蛇口 (長沼支所)	表流水(自流)、湧水、深井戸
49	19－4	須賀川市上水道事業	阿武隈川支滑川小支金喰川(岩瀬第8水源) 岩瀬第2～第7、第9水源	末端給水栓の蛇口 (岩瀬支所)	表流水(自流)、湧水、深井戸
50	19－5	須賀川市上水道事業	下江持水源	あおば町配水塔	深井戸

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧

番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
51	19-6	須賀川市勢至堂簡易水道事業	第1水源	末端給水栓の蛇口 (須賀川市勢至堂地内)	湧水
52	20-1	鏡石町水道事業	第1、新1、第3～第6、第11水源	旭町浄水場	深井戸
53	20-2	鏡石町水道事業	第7、第8、第10水源、仁井田水源	桜岡浄水場	深井戸
54	20-3	鏡石町水道事業	成田水源	成田浄水場	深井戸
55	21-1	天栄村水道事業	第1～第8、第10	末端給水栓の蛇口 (赤津神社)	湧水
56	21-2	天栄村水道事業	第11水源	末端給水栓の蛇口 (広戸小学校)	深井戸
57	21-3	天栄村簡易水道事業(湯本野仲地区)	湯本水源、野仲水源	末端給水栓の蛇口 (湯本支所)	湧水
58	21-4	天栄村簡易水道事業(大平地区)	大平水源	末端給水栓の蛇口 (天栄村田良尾地内)	湧水
59	22-1	石川町上水道事業	千五沢ダム	末端給水栓の蛇口 (石川町保健センター)	表流水(ダム)
60	22-2	石川町上水道事業(沢田地区)	取水場	赤羽浄水場	深井戸
61	23-1	玉川村上水道事業	大谷地第1、第2、第3水源	大谷地ポンプ場	深井戸
62	23-2	玉川村上水道事業	奥撫第1、第2水源	奥撫ポンプ場	深井戸、浅井戸
63	24-1	平田村簡易水道事業	第1水源	平田村役場	表流水(自流)
64	25-1	浅川町上水道事業	久保山水源、宮前水源、天神前水源	太田輪浄水場	深井戸
65	25-2	浅川町上水道事業	大明塚水源、新町水源	東大畑浄水場	深井戸
66	25-3	浅川町上水道事業	森下水源	行人坊浄水場	深井戸
67	26-1	古殿町簡易水道事業	第1水源、第4水源(No1、2)	末端給水栓の蛇口 (古殿町田口字黒長地内)	表流水(自流)、深井戸
68	26-2	古殿町簡易水道事業	第2水源、第3水源	末端給水栓の蛇口 (古殿町松川字横川地内)	深井戸
69	26-3	古殿町	松川字大原	末端給水栓の蛇口 (古殿町松川字大原地内)	湧水
70	26-4	古殿町	大久田字有実	末端給水栓の蛇口 (古殿町大久田字有実地内)	湧水
71	26-5	古殿町	山上字大竹	末端給水栓の蛇口 (古殿町山上字大竹地内)	湧水
72	26-6	古殿町	大久田字下大久田	末端給水栓の蛇口 (古殿町大久田字下大久田地内)	湧水
73	26-7	古殿町	松川字仁田	末端給水栓の蛇口 (いわき市田人町石住字石住地内)	湧水
74	26-8	古殿町	山上字馬場平	末端給水栓の蛇口 (古殿町山上字馬場平地内)	湧水
75	26-9	古殿町	山上字古殿	末端給水栓の蛇口 (古殿町山上字古殿地内)	湧水

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧

番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
76	26-10	古殿町	田口字西入山	末端給水栓の蛇口 (古殿町田口字西入山地内)	湧水
77	26-11	古殿町	松川字仁田	末端給水栓の蛇口 (古殿町松川字仁田地内)	湧水
78	26-12	古殿町	論田字上名花	末端給水栓の蛇口 (古殿町論田字上名花地内)	湧水
79	26-13	古殿町	山上字竹貴田	末端給水栓の蛇口 (古殿町山上字竹貴田地内)	湧水
80	26-14	古殿町	大久田字松久保	末端給水栓の蛇口 (古殿町大久田字松久保地内)	湧水
81	26-15	古殿町	山上字篠久保	末端給水栓の蛇口 (古殿町山上字篠久保地内)	湧水
82	26-16	古殿町	松川字薄木	末端給水栓の蛇口 (古殿町松川字薄木地内)	湧水
83	26-17	古殿町	山上字仮宿	末端給水栓の蛇口 (古殿町山上字仮宿地内)	湧水
84	26-18	古殿町	山上字能登沢	末端給水栓の蛇口 (古殿町山上字能登沢地内)	湧水
85	26-19	古殿町	山上字岩久保	末端給水栓の蛇口 (古殿町山上字岩久保地内)	湧水
86	26-20	古殿町	山上字浪滝	末端給水栓の蛇口 (古殿町山上字浪滝地内)	湧水
87	28-1	小野町水道事業	長久保溜池、滝野川、右支夏井川	末端給水栓の蛇口 (小野町役場)	表流水(自流)
88	28-2	小野町水道事業	こまちダム	こまち浄水場	表流水(ダム)
89	28-3	小野町	飯豊字寺ノ下	末端給水栓の蛇口 (小野町飯豊字寺ノ下地内)	浅井戸
90	28-4	小野町	夏井字町屋	末端給水栓の蛇口 (小野町夏井字町屋地内)	深井戸
91	28-5	小野町	浮金字須和間	末端給水栓の蛇口 (小野町浮金字須和間地内)	浅井戸
92	28-7	小野町	飯豊字浮内	末端給水栓の蛇口 (小野町飯豊字浮内地内)	浅井戸
93	28-9	小野町	浮金字林内	末端給水栓の蛇口 (小野町浮金字林内地内)	深井戸
94	28-11	小野町	夏井字太子堂	末端給水栓の蛇口 (小野町夏井字太子堂地内)	深井戸
95	29-1	白河市水道事業	後原取水場	後原取水場	浅井戸、深井戸
96	29-2	白河市水道事業	川田水源、長ヲサ取水場	末端給水栓の蛇口 (白河市関辺西方地内)	浅井戸、深井戸
97	29-3	白河市水道事業	金山第2水源	末端給水栓の蛇口 (白河市表郷金山地内)	浅井戸
98	29-4	白河市水道事業	横道沢第2水源	末端給水栓の蛇口 (白河市大信隈戸字隈戸国有林地内)	湧水
99	29-5	白河市水道事業	赤仁田水源	末端給水栓の蛇口 (白河市大信隈戸字赤仁田地内)	深井戸
100	29-6	白河市水道事業	小萱第1水源、小萱第2水源	小萱配水池	湧水

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧

番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
101	29-7	白河市水道事業	塚田水源	末端給水栓の蛇口 (白河市大塚田地内)	深井戸
102	29-8	白河市水道事業	舟田水源	末端給水栓の蛇口 (白河市舟田中道地内)	深井戸
103	29-9	白河市水道事業	旗宿水源	末端給水栓の蛇口 (白河市表郷中野字岩崎向地内)	深井戸
104	30-1	西郷村水道事業	虫笠第1、第2水源	末端給水栓の蛇口 (上羽太尻童館)	湧水
105	30-2	西郷村水道事業	折口・追原水源	西郷配水場	深井戸
106	30-3	西郷村水道事業	浄水受水	末端給水栓の蛇口 (芝原多目的集会施設)	浄水受水
107	30-4	西郷村水道事業	真船水源地	末端給水栓の蛇口 (真船公民館)	湧水
108	30-5	西郷村水道事業	追原水源地	末端給水栓の蛇口 (追原公民館)	湧水
109	31-1	中島村簡易水道事業	第3水源	中島村浄水場	深井戸
110	32-1	矢吹町水道事業	赤沢第3水源、浄水受水	末端給水栓の蛇口 (矢吹町明新下地内)	深井戸、浄水受水
111	32-2	矢吹町水道事業	西部第1、第2水源	末端給水栓の蛇口 (矢吹町田内地内)	深井戸
112	33-1	棚倉町水道事業	第1、第2、第6取水場、浄水受水	八幡沢配水池	深井戸、浄水受水
113	33-2	棚倉町水道事業	第5取水場	堤浄水場	深井戸
114	33-3	棚倉町山岡簡易水道事業	山岡取水施設	山岡浄水場	表流水(自流)
115	33-4	棚倉町高野西部簡易水道事業	高野西部取水場	末端給水栓の蛇口 (棚倉町漆草字仲折戸地内)	浅井戸
116	33-5	棚倉町瀬ヶ野簡易水道事業	瀬ヶ野取水施設	末端給水栓の蛇口 (棚倉町瀬ヶ野字仲ノ町地内)	表流水(自流)
117	33-6	棚倉町川前簡易給水施設	戸中字川前	末端給水栓の蛇口 (棚倉町戸中字川前地内)	浅井戸
118	33-7	棚倉町高内簡易給水施設	戸中字高内	末端給水栓の蛇口 (棚倉町戸中字高内地内)	表流水(自流)
119	34-1	矢祭町水道事業	新石井水源	新石井水源地浄水場	浅井戸
120	34-2	矢祭町水道事業	東館水源	末端給水栓の蛇口 (矢祭町役場)	浅井戸
121	34-3	矢祭町水道事業	茗荷水源	末端給水栓の蛇口 (下関河内多目的集会施設)	表流水(自流)
122	34-4	矢祭町水道事業	入山水源	末端給水栓の蛇口 (矢祭町下石井字前並地内)	浅井戸
123	34-5	矢祭町水道事業	福住水源	末端給水栓の蛇口 (矢祭町山下字福住地内)	深井戸
124	34-6	矢祭町水道事業	追分水源	末端給水栓の蛇口 (矢祭町下関河内字追分地内)	浅井戸
125	34-7	矢祭町水道事業	塩ノ海水源	末端給水栓の蛇口 (矢祭町茗荷字目ノ久保地内)	表流水(自流)

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧

番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
126	34-8	矢祭町水道事業	高野谷地水源	末端給水栓の蛇口 (矢祭町宝坂字棚町地内)	深井戸
127	34-9	矢祭町水道事業	馬渡戸水源	末端給水栓の蛇口 (矢祭町上関河内字馬渡戸地内)	深井戸
128	35-1	塙町上水道事業	川上第1水源	末端給水栓の蛇口 (塙地区公民館)	湧水
129	35-3	塙町上水道事業	塙第1水源	上渋井加圧ポンプ場	伏流水
130	35-4	塙町上水道事業	塙第2水源	末端給水栓の蛇口 (塙町竹之内 給食センター)	深井戸
131	35-5	塙町上水道事業	塙第3水源	末端給水栓の蛇口 (塙町役場)	浅井戸
132	35-6	塙町上水道事業	高城1、2水源	末端給水栓の蛇口 (植田地区公民館)	浅井戸
133	35-7	塙町上水道事業	常豊第1、第2水源	末端給水栓の蛇口 (中塚集会所)	深井戸
134	36-1	鮫川村鮫川簡易水道事業(鮫川地区)	第1、第2、第3水源	末端給水栓の蛇口 (鮫川村役場)	湧水、浅井戸、深井
135	36-2	鮫川村鮫川簡易水道事業(渡瀬地区)	渡瀬田尻水源	末端給水栓の蛇口 (鮫川村渡瀬地内)	湧水
136	36-5	鮫川村鮫川簡易水道事業(青生野地区)	青生野水源	末端給水栓の蛇口 (鮫川村青生野地内)	湧水
137	36-6	鮫川村鮫川簡易水道事業(余所内地区)	余所内水源	末端給水栓の蛇口 (鮫川村余所内地内)	深井戸
138	36-7	鮫川村鮫川簡易水道事業(西部地区)	西部水源	末端給水栓の蛇口 (鮫川村西部地内)	湧水
139	36-8	鮫川村鮫川簡易水道事業(塚本地区)	塚本水源	末端給水栓の蛇口 (鮫川村塚本地内)	浅井戸
140	37-1	白河地方広域市町村圏整備組合	堀川ダム	芝原浄水場	表流水(ダム)
141	101-1	会津若松市水道事業	阿賀野川水系猪苗代湖(滝沢浄水場取水口)	滝沢浄水場	湖水
142	101-2	会津若松市水道事業	阿賀野川水系湯川(東山ダム)	東山浄水場	表流水(ダム)
143	101-3	会津若松市水道事業	阿賀野川水系阿賀川	大戸浄水場	表流水(自流)
144	101-4	会津若松市水道事業	阿賀野川水系猪苗代湖(滝沢浄水場取水口)	末端給水栓の蛇口 (河沼郡湯川村桜町地内)	湖水
145	101-5	会津若松市水道事業	阿賀野川水系猪苗代湖及び日橋川	六軒浄水場	湖水
146	101-7	会津若松市水道事業	強清水水源	末端給水栓の蛇口 (会津若松市河東町地内)	浅井戸
147	101-8	会津若松市湊町簡易水道事業(下馬渡地区)	下馬渡水源	末端給水栓の蛇口(会津若松市湊町共和字蛇神地内)	湧水
148	101-9	会津若松市湊町簡易水道事業(東田面地区)	東田面水源	末端給水栓の蛇口(会津若松市湊町平潟字東田面地内)	湧水
149	101-10	会津若松市西田面簡易水道事業	西田面水源	末端給水栓の蛇口(会津若松市湊町共和字西田面地内)	湧水
150	101-11	上馬渡簡易水道事業	上馬渡水源	末端給水栓の蛇口(会津若松市湊町共和字上馬渡地内)	湧水

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧

番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
151	101-12	赤井簡易水道事業	赤井水源	末端給水栓の蛇口(会津若松市湊町赤井字赤井地内)	湧水
152	101-13	原簡易水道事業	原水源	末端給水栓の蛇口(会津若松市湊町原新橋地内)	湧水
153	105-1	磐梯町水道事業	滝ノ沢(清水平)第3、第4、第6水源	末端給水栓の蛇口(清水平管理棟)	深井戸、浅井戸
154	105-2	磐梯町水道事業	石生第1水源	末端給水栓の蛇口(磐梯町大谷字村上地内)	深井戸
155	105-3	磐梯町水道事業	滝ノ原第1、第2、第3、第4、第6水源	末端給水栓の蛇口(磐梯町役場)	湧水、深井戸
156	105-4	磐梯町水道事業	布藤水源	布藤ポンプ場	湧水
157	105-5	磐梯町水道事業	入倉水源	末端給水栓の蛇口(磐梯町大谷字坂下地内)	湧水
158	105-6	磐梯町水道事業	大清水水源	末端給水栓の蛇口(磐梯町更科地内)	湧水
159	105-7	磐梯町水道事業	妙法原水源	末端給水栓の蛇口(磐梯町妙法原地内)	湧水
160	105-8	磐梯町水道事業	法正尻水源	法正尻ポンプ場	湧水
161	105-9	磐梯町水道事業	滝ノ沢第9水源1号井、2号井	末端給水栓の蛇口(磐梯町磐梯字七ツ森地内)	深井戸
162	106-1	猪苗代町水道事業	桂沢、手代山上、表磐梯、第5水源	末端給水栓の蛇口(土町集会所)	湧水、深井戸
163	106-2	猪苗代町水道事業	西峰、桂沢、手代山上、表磐梯、第5水源	末端給水栓の蛇口(猪苗代町字上ザル田地内(名古屋町地内))	深井戸、湧水
164	106-3	猪苗代町水道事業	見弥、隕下(どつたり)水源	末端給水栓の蛇口(猪苗代湖天神浜)	表流水(自流)、湧水
165	106-4	猪苗代町水道事業	東部第一、小田水源	末端給水栓の蛇口(猪苗代町川桁地内)	伏流水、湧水
166	106-5	猪苗代町水道事業	北部水源	末端給水栓の蛇口(猪苗代町渋谷地内)	湧水
167	106-6	猪苗代町水道事業	白津川桁水源	末端給水栓の蛇口(JR川桁駅)	湧水
168	106-7	猪苗代町水道事業	新林、手代山水水源	末端給水栓の蛇口(猪苗代町五輪原地内)	湧水
169	106-8	猪苗代町水道事業	磐里水源	末端給水栓の蛇口(烏帽子公民館)	湧水
170	106-9	猪苗代町水道事業	翁島水源	末端給水栓の蛇口(翁島駅前公民館)	湧水
171	106-10	猪苗代町水道事業	高森水源	末端給水栓の蛇口(高森多目的集会所)	湧水
172	106-11	猪苗代町水道事業	中ノ沢第1水源、中ノ沢第2水源	末端給水栓の蛇口(中ノ沢保育所)	湧水
173	106-12	猪苗代町水道事業	達沢水源	末端給水栓の蛇口(達沢消防屯所)	湧水
174	106-13	猪苗代町水道事業	市沢水源	末端給水栓の蛇口(猪苗代町大字若宮字吾妻山甲地内(市沢地内))	伏流水
175	106-14	猪苗代町水道事業	木地小屋水源	末端給水栓の蛇口(木地小屋区集会所)	湧水

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧

番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
176	106-15	猪苗代町水道事業	月輪第1水源	末端給水栓の蛇口(都沢多目的集会所)	湧水
177	106-16	猪苗代町水道事業	月輪第2水源	末端給水栓の蛇口(開脇消防屯所)	深井戸
178	106-17	猪苗代町水道事業	月輪水源	末端給水栓の蛇口(壺下多目的集会所)	湧水
179	106-18	猪苗代リゾートゾーン簡易水道事業	第1水源、第2水源	末端給水栓の蛇口(猪苗代町大字磐梯字高森地内)	深井戸
180	106-19	猪苗代町水道事業	金堀水源	末端給水栓の蛇口(猪苗代町大字若宮字吾妻山甲地内(金堀地内))	湧水
181	106-20	猪苗代町水道事業	蒲谷地水源	末端給水栓の蛇口(蒲谷地多目的集会所)	湧水
182	106-21	猪苗代町水道事業	大島原水源	末端給水栓の蛇口(猪苗代町大字若宮字吾妻山甲地内(大島原地内))	浅井戸
183	107-1	会津坂下町上水道事業	坂下地区第2水源	坂下地区第2水源揚水ポンプ場	浅井戸
184	109-1	柳津町簡易水道事業	第1、第2水源	末端給水栓の蛇口(柳津町役場)	浅井戸、湧水
185	109-2	柳津町簡易水道事業	中野水源	末端給水栓の蛇口(柳津町郷戸字居平地内)	湧水
186	109-3	柳津町簡易水道事業	砂子原水源	末端給水栓の蛇口(柳津町西山支所)	湧水
187	109-4	柳津町簡易水道事業	黒沢水源	末端給水栓の蛇口(黒沢集会所)	湧水
188	109-5	柳津町簡易水道事業	第1水源(湯八木沢水源)	末端給水栓の蛇口(湯八木沢地区集会所)	湧水
189	109-6	柳津町簡易水道事業	第2・3水源(五畳敷水源)	末端給水栓の蛇口(五畳敷集会所)	湧水
190	109-7	柳津町簡易水道事業	胄中水源	末端給水栓の蛇口(柳津町胄中字居平地内)	湧水
191	109-8	柳津町簡易水道事業	大成沢水源	末端給水栓の蛇口(柳津町大成沢字前田地内)	湧水
192	109-9	柳津町簡易水道事業	琵琶首水源(第2水源)	末端給水栓の蛇口(柳津町琵琶首字居平地内)	湧水
193	109-10	柳津町簡易水道事業	牧沢水源	末端給水栓の蛇口(牧沢集会所)	湧水
194	109-13	柳津町簡易水道事業	石坂水源	末端給水栓の蛇口(柳津町小椿字川原地内)	深井戸
195	109-14	柳津町簡易水道事業	久保田水源	末端給水栓の蛇口(柳津町久保田字居平地内)	深井戸
196	109-15	柳津町簡易水道事業	中屋敷水源	末端給水栓の蛇口(柳津町大字四ツ谷字下宮ノ原地内)	湧水
197	109-16	柳津町簡易水道事業	猪鼻水源	末端給水栓の蛇口(柳津町大字猪倉野字深田地内)	湧水
198	109-17	柳津町簡易水道事業	麻生第2水源	末端給水栓の蛇口(柳津町大字飯谷字居平地内)	湧水
199	109-18	柳津町簡易水道事業	大野水源	末端給水栓の蛇口(大野会館)	浅井戸
200	109-19	柳津町簡易水道事業	大野新田水源	末端給水栓の蛇口(柳津町大字大柳字屋敷添甲地内)	浅井戸

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧

番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
201	109-20	柳津町簡易水道事業	小ノ川水源	末端給水栓の蛇口 (小ノ川会館)	湧水
202	110-1	三島町宮下簡易水道事業	大谷水源	末端給水栓の蛇口 (三島町桑原字下中平地内)	伏流水
203	110-2	三島町宮下簡易水道事業	春日橋水源	末端給水栓の蛇口 (三島町役場)	浅井戸
204	110-3	三島町大登川井簡易水道事業	第1、第2、第3水源	末端給水栓の蛇口 (大登生活改善センター)	湧水
205	110-4	三島町大登川井簡易水道事業	第4水源	末端給水栓の蛇口 (三島町川井字天屋原内地内)	湧水
206	110-5	三島町松原簡易水道事業	上馬場水源	末端給水栓の蛇口 (三島町松原字居平地内)	湧水
207	110-6	三島町滝谷簡易水道事業	滝谷水源	末端給水栓の蛇口 (三島町滝谷字居平地内)	湧水
208	110-7	三島町間方飲料水供給施設	間方水源	末端給水栓の蛇口 (三島町間方地内)	湧水
209	110-8	三島町西方簡易水道事業	第1、第2水源	末端給水栓の蛇口 (三島町西方地内)	湧水
210	110-9	三島町大石田簡易水道事業	大石田水源	末端給水栓の蛇口 (三島町大石田地内)	湧水
211	110-10	三島町名入簡易水道事業	名入水源	末端給水栓の蛇口 (名入集会所)	湧水
212	110-11	三島町浅岐飲料水供給施設	浅岐水源	末端給水栓の蛇口 (浅岐集会所)	湧水
213	110-12	三島町滝原飲料水供給施設	滝原水源	末端給水栓の蛇口 (滝原林業集センター)	表流水
214	110-13	三島町早戸飲料水供給施設	早戸水源	末端給水栓の蛇口 (早戸生活改善センター)	湧水
215	110-14	三島町小山簡易給水施設	小山水源	末端給水栓の蛇口 (三島町名入字小山居平地内)	湧水
216	111-1	金山町川口地区簡易水道事業	第1、第2、第3水源	末端給水栓の蛇口 (金山町中川地内)	深井戸
217	111-2	金山町小栗山簡易水道事業	小栗山水源	末端給水栓の蛇口 (金山町小栗山地内)	湧水
218	111-3	金山町玉梨八町簡易水道事業	第1水源(入院清水)、第2水源(白久保清水)	末端給水栓の蛇口 (金山町玉梨地内)	湧水
219	111-4	金山町玉梨八町簡易水道事業	第3水源(湧き清水)	末端給水栓の蛇口 (金山町八町地内)	湧水
220	111-5	金山町沼沢簡易水道事業	沼沢水源	末端給水栓の蛇口 (金山町沼沢地内)	湧水
221	111-6	金山町横田地区簡易水道事業	打越水源	末端給水栓の蛇口 (金山町横田地内)	湧水
222	111-7	金山町大塩・滝沢地区簡易水道事業	第2水源	末端給水栓の蛇口 (金山町滝沢地内)	湧水
223	204-229	橋立飲供施設	橋立水源	末端給水栓の蛇口 (金山町越川地内)	浅井戸
224	204-230	土倉飲供施設	土倉水源	末端給水栓の蛇口 (金山町大塩地内)	湧水
225	204-231	大栗山飲供施設	大栗山水源	末端給水栓の蛇口 (金山町大栗山地内)	湧水

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧

番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
226	204-311	上大牧飲供施設	上大牧水源	末端給水栓の蛇口 (金山町水沼字上大牧地内)	湧水
227	204-312	下大牧飲供施設	下大牧水源	末端給水栓の蛇口 (金山町水沼字下大牧地内)	湧水
228	204-314	太郎布飲供施設	太郎布水源	末端給水栓の蛇口 (金山町太郎布地内)	湧水
229	113-1	会津美里町水道事業	第1、第2、第3水源	末端給水栓の蛇口 (会津美里町本郷庁舎)	浅井戸、深井戸
230	113-3	会津美里町水道事業	第4、第8水源、浄水受水	末端給水栓の蛇口 (新鶴浄化センター)	湧水、深井戸、浄水受水
231	113-4	会津美里町水道事業	棚沢第2水源	末端給水栓の蛇口 (関山浄化センター)	深井戸
232	118-1	会津若松地方広域市町村圏整備組合 (水道用供水給事業)	馬越浄水場取水口	馬越浄水場	表流水(ダム)
233	102-1	喜多方市水道事業	日中ダム(末端給水栓の蛇口)	末端給水栓の蛇口 (喜多方市水道庁舎)	表流水(ダム)
234	102-2	喜多方市水道事業	相川第1、第2、第3、第4水源	末端給水栓の蛇口 (喜多方市山都町相川地内)	湧水
235	102-5	喜多方市水道事業	一ノ木水源	末端給水栓の蛇口 (喜多方市山都町一ノ木地内)	浅井戸
236	102-7	喜多方市水道事業	揚津水源	末端給水栓の蛇口 (喜多方市高郷町揚津地内)	湧水
237	102-8	喜多方市水道事業	高郷第1、第2水源	末端給水栓の蛇口 (旧高郷浄水場)	浅井戸
238	102-9	喜多方市水道事業	宮古水源	末端給水栓の蛇口 (喜多方市山都町宮古地内)	深井戸
239	102-10	喜多方市水道事業	日中ダム(浄水場の蛇口)	熱塩浄水場	表流水(ダム)
240	103-1	北塩原村北塩原簡易水道事業(北山・下吉地区)	第1、第2、第3水源	末端給水栓の蛇口 (北塩原村北山字寺ノ前地内)	湧水、深井戸
241	103-2	北塩原村北塩原簡易水道事業(北山・下吉地区)	第4水源	末端給水栓の蛇口 (北塩原村役場)	湧水
242	103-3	北塩原村北塩原簡易水道事業(大塩地区)	大塩平喰水源	末端給水栓の蛇口 (北塩原村大塩字中島道南地内)	湧水
243	103-4	北塩原村北塩原簡易水道事業(大久保地区)	大久保水源	末端給水栓の蛇口 (北塩原村大塩字石佛地内)	湧水
244	103-5	北塩原村北塩原簡易水道事業(松原地区)	松原水源	末端給水栓の蛇口 (北塩原村松原字焼桂山地内)	湧水
245	103-6	北塩原村北塩原簡易水道事業(金山地区)	金山水源	末端給水栓の蛇口 (金山下水処理場)	湧水
246	103-7	北塩原村北塩原簡易水道事業(早稲沢地区)	水源(吾妻川)	末端給水栓の蛇口 (北塩原村松原字早稲沢地内)	表流水(自流)
247	103-8	北塩原村北塩原簡易水道事業(裏磐梯地区)	蛇平小野川水源	末端給水栓の蛇口 (北塩原村松原字剣ヶ峯地内)	湧水
248	103-9	北塩原村北塩原簡易水道事業(裏磐梯地区)	裏磐梯水源	裏磐梯配水池	湧水
249	103-10	北塩原村北塩原簡易水道事業(上川前地区)	上川前水源	末端給水栓の蛇口 (北塩原村大塩字長坂地内)	湧水
250	103-11	北塩原村北塩原簡易水道事業(長峯地区)	長峯水源	末端給水栓の蛇口 (北塩原村松原字南黄連沢山地内)	湧水

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧

番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
251	103-12	北塩原村北塩原簡易水道事業(関屋地区)	関屋水源	末端給水栓の蛇口 (北塩原村関屋字大道西地内)	湧水
252	103-13	北塩原村北塩原簡易水道事業(下川前地区)	下川前水源	末端給水栓の蛇口 (北塩原村大塩字水上地内)	湧水
253	103-14	北塩原村北塩原簡易水道事業(新田地区)	新田水源	末端給水栓の蛇口 (北塩原村大塩字立石地内)	湧水
254	103-15	北塩原村北塩原簡易水道事業(小野川地区)	小野川水源	末端給水栓の蛇口 (北塩原村松原字荒砂沢山地内)	湧水
255	104-1	西会津町水道事業	大久保水源	末端給水栓の蛇口 (西会津町下谷字牛尾地内)	表流水(自流)
256	104-2	西会津町水道事業	小島第1水源	末端給水栓の蛇口 (野尻地区処理施設)	浅井戸
257	104-3	西会津町奥川簡易水道事業	奥川水源	末端給水栓の蛇口 (西会津町豊島字新町地内)	湧水
258	104-4	西会津町新郷簡易水道事業	第1水源(第一浄水場兼第一配水池へ)	末端給水栓の蛇口 (新郷連絡所)	湧水
259	104-5	西会津町新郷簡易水道事業	第2水源(第二浄水場併設)	第二浄水場	浅井戸
260	104-6	西会津町宝坂地区簡易水道事業	宝坂第1水源、第2水源	末端給水栓の蛇口 (西会津町宝坂宝川地内)	湧水
261	104-7	西会津町宝坂地区簡易水道事業	宝坂第3水源	末端給水栓の蛇口 (西会津町宝坂地内)	湧水
262	104-8	西会津町杉山徳沢地区簡易水道事業	杉山水源	末端給水栓の蛇口 (西会津町群岡字徳沢地内)	湧水
263	104-9	西会津町尾登地区簡易水道事業	北の沢水源、荻沢水源	末端給水栓の蛇口 (西会津町登世島字尾登地内)	表流水(自流)
264	104-10	西会津町高陽根地区簡易水道事業	高陽根水源	末端給水栓の蛇口 (西会津町奥川大字高陽根地内)	表流水(自流)
265	104-11	西会津町小綱木地区簡易水道事業	小綱木水源	末端給水栓の蛇口 (西会津町大綱木字小綱木地内)	湧水
266	112-1	昭和村松山地区簡易水道事業	第1、第2水源	末端給水栓の蛇口 (昭和村松山地内)	湧水、深井戸
267	112-2	昭和村昭和地区簡易水道事業	野尻水源	末端給水栓の蛇口 (昭和村野尻地内)	湧水
268	112-3	昭和村昭和地区簡易水道事業	第1、第2水源	末端給水栓の蛇口 (昭和村役場)	表流水(自流)、深井戸
269	112-4	昭和村大芦地区簡易水道事業	第3水源	大芦地区第3水源浄水場	深井戸
270	112-5	昭和村小野川地区簡易水道事業	小野川水源	末端給水栓の蛇口 (昭和村小野川地内)	湧水
271	114-1	下郷町小出簡易水道事業	第1水源	末端給水栓の蛇口 (小出集会所)	浅井戸
272	114-2	下郷町大内簡易水道事業	第1、第2、第3水源	末端給水栓の蛇口 (下郷町大内地内)	湧水
273	114-3	下郷町中山簡易水道事業	中山水源	末端給水栓の蛇口 (下郷町中山地内)	湧水
274	114-4	下郷町湯野上簡易水道事業	柏木原(第1)、外出山(第4)水源	末端給水栓の蛇口 (湯野上温泉駅)	湧水
275	114-5	下郷町水門簡易水道事業	第1、第2水源	末端給水栓の蛇口 (下郷町武道場)	湧水

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧

番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
276	114-6	下郷町統合簡易水道事業	日暮第1、第2水源	末端給水栓の蛇口 (会津下郷駅)	湧水
277	114-7	下郷町統合簡易水道事業	旭田水源	末端給水栓の蛇口 (下郷町役場)	湧水
278	114-8	下郷町統合簡易水道事業	栄富水源	末端給水栓の蛇口 (下郷町栄富地内)	湧水
279	115-1	檜枝岐村簡易水道事業	第二水源(三日倉)	末端給水栓の蛇口 (檜枝岐村字上ノ原地内)	湧水
280	115-2	檜枝岐村簡易水道事業	第三水源(木ノ倉)	末端給水栓の蛇口 (檜枝岐村字見通地内)	湧水
281	116-1	只見町只見統合簡易水道事業	小林地区水源	末端給水栓の蛇口 (只見町二軒在家地内)	浅井戸
282	116-2	只見町只見統合簡易水道事業	黒谷地区水源	末端給水栓の蛇口 (只見町福井地内)	浅井戸
283	116-3	只見町只見統合簡易水道事業	熊亀地区水源	末端給水栓の蛇口 (只見町熊倉地内)	浅井戸
284	116-4	只見町只見統合簡易水道事業	塩沢地区水源	末端給水栓の蛇口 (只見町塩沢地内)	湧水
285	116-5	只見町只見統合簡易水道事業	只見地区水源	末端給水栓の蛇口 (只見町只見地内)	浅井戸
286	116-6	只見町只見統合簡易水道事業	寄岩地区水源	寄岩地区浄水場	浅井戸
287	116-7	只見町只見統合簡易水道事業	叶津地区水源	叶津地区浄水場	浅井戸
288	116-8	只見町只見統合簡易水道事業	宮淵地区水源	宮淵地区浄水場	表流水
289	116-9	只見町只見統合簡易水道事業	不動堂地区水源	末端給水栓の蛇口 (只見町黒谷字倉谷地内)	浅井戸
290	117-1	南会津町水道事業(田島地域)	田島第1水源、袋ヶ沢水源	末端給水栓の蛇口 (下水処理場)	浅井戸
291	117-2	南会津町水道事業(田島地域)	田島第2水源	末端給水栓の蛇口 (丹藤消防屯所)	表流水(ダム)
292	117-3	南会津町水道事業(田島地域)	田島第3水源	末端給水栓の蛇口 (福米沢消防屯所)	浅井戸
293	117-5	南会津町水道事業(田島地域)	栗生沢水源	末端給水栓の蛇口 (栗生沢生活改善センター)	浅井戸
294	117-6	南会津町水道事業(田島地域)	水無水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町水無地内)	浅井戸
295	117-7	南会津町水道事業(田島地域)	長野水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町長野地内)	浅井戸
296	117-8	南会津町水道事業(田島地域)	田部水源	末端給水栓の蛇口 (田部消防屯所)	浅井戸
297	117-9	南会津町水道事業(田島地域)	針生水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町針生地内)	湧水
298	117-10	南会津町水道事業(田島地域)	静川第1水源、静川第2水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町静川地内)	湧水
299	117-11	南会津町水道事業(田島地域)	滝原水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町滝原地内)	表流水(自流)
300	117-12	南会津町水道事業(田島地域)	糸沢水源	末端給水栓の蛇口 (糸沢消防屯所)	表流水(自流)

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧

番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
301	117-13	南会津町水道事業(田島地域)	中荒井水源	末端給水栓の蛇口 (中荒井集会所)	浅井戸
302	117-14	南会津町水道事業(田島地域)	荒海水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町関本地内)	浅井戸
303	117-15	南会津町水道事業(館岩地域)	中部水源	末端給水栓の蛇口 (館岩総合支所)	表流水(自流)
304	117-16	南会津町水道事業(館岩地域)	上郷第1水源、上郷第2水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町高杖原地内)	湧水
305	117-17	南会津町水道事業(館岩地域)	上郷第3水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町高杖原地内)	湧水
306	117-18	南会津町水道事業(館岩地域)	上郷第4水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町八総地内)	表流水(自流)
307	117-19	南会津町水道事業(館岩地域)	上郷第5水源、上郷第6水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町井桁地内)	表流水(自流)
308	117-20	南会津町水道事業(館岩地域)	下郷水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町塩ノ原地内)	浅井戸
309	117-21	南会津町水道事業(館岩地域)	宮里水源	末端給水栓の蛇口 (木賊共同浴場)	湧水
310	117-22	南会津町水道事業(伊南地域)	中野水源	末端給水栓の蛇口 (伊南総合支所)	浅井戸
311	117-23	南会津町水道事業(伊南地域)	大桃第1水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町大桃地内)	湧水
312	117-24	南会津町水道事業(伊南地域)	大桃第2水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町大原地内)	湧水
313	117-25	南会津町水道事業(伊南地域)	内川水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町耻風地内)	浅井戸
314	117-27	南会津町水道事業(南郷地域)	地藏沢水源	末端給水栓の蛇口 (南郷保育所)	湧水
315	117-28	南会津町水道事業(南郷地域)	小野島水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町小野島地内)	浅井戸
316	117-29	南会津町水道事業(南郷地域)	下山水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町下山地内)	湧水
317	117-30	南会津町水道事業(南郷地域)	東水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町山口地内)	浅井戸
318	117-31	南会津町界専用水道	界水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町界地内)	湧水
319	117-32	南会津町水道事業(南郷地域)	水根沢水源	末端給水栓の蛇口 (南会津町山口地内)	浅井戸
320	45-1	浪江町水道事業	谷津田取水場	末端給水栓の蛇口 (浪江町役場)	浅井戸
321	45-2	浪江町水道事業	小野田取水場	末端給水栓の蛇口 (浪江町小野田宇下川原地内)	浅井戸
322	45-3	浪江町水道事業	大堀取水場	末端給水栓の蛇口 (浪江町川添字中上ノ原地内)	浅井戸
323	45-4	浪江町水道事業	苅野取水場	末端給水栓の蛇口 (浪江町西台字荒町地内)	浅井戸
324	2-1	いわき市上水道事業	平浄水場 (夏井川水系夏井川)	平浄水場	表流水(自流)
325	2-2	いわき市上水道事業	上野原浄水場 (夏井川水系好間川)	上野原浄水場	表流水(自流)

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧

番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
326	2-3	いわき市上水道事業	泉浄水場 (敷川水系敷川)	泉浄水場	表流水(自流)
327	2-4	いわき市上水道事業	山玉浄水場 (敷川水系四時川、多目的ダム)	山玉浄水場	表流水(自流)
328	2-5	いわき市上水道事業	法田第2ポンプ場	法田第2ポンプ場	浅井戸
329	2-6	いわき市川前簡易水道事業	川前浄水場	川前浄水場	表流水(自流)
330	2-7	いわき市遠野簡易水道事業	入遠野浄水場	入遠野浄水場	表流水(自流)
331	2-8	いわき市田人簡易水道事業	旅人浄水場	旅人浄水場	深井戸
332	2-9	いわき市遠野簡易水道事業	上遠野浄水場	上遠野浄水場	表流水(自流)
333	2-10	いわき市遠野簡易水道事業	鷹ノ巣浄水場	鷹ノ巣浄水場	表流水(自流)
334	2-11	いわき市遠野簡易水道事業	根岸浄水場	根岸浄水場	湧水
335	2-13	いわき市上水道事業	法田第1ポンプ場	法田第1ポンプ場	浅井戸
336	3-1	山上坂下簡易水道	山上坂下簡易水道水源	末端給水栓の蛇口 (相馬市山上地内)	表流水(自流)
337	3-2	玉野簡易水道	玉野簡易水道水源	末端給水栓の蛇口 (相馬市玉野地内)	伏流水
338	4-1	飯館村飯館簡易水道事業	滝下浄水場	滝下浄水場	表流水(自流)
339	4-2	飯館村飯館簡易水道事業	花塚浄水場	花塚浄水場	表流水(自流)
340	4-3	飯館村飯館簡易水道事業	田尻浄水場	田尻浄水場	表流水(自流)
341	4-4	飯館村大倉地区簡易水道事業	大倉浄水場	大倉浄水場	表流水(自流)
342	7-1	双葉地方水道企業団水道事業	大船水源(浅見川左岸)	小滝平浄水場	表流水(自流)
343	7-2	双葉地方水道企業団水道事業	小山浄水場(木戸川)	小山浄水場	表流水(自流)
344	7-3	双葉地方水道企業団水道事業	寺下水源、中川原水源	北林配水池	伏流水、浅井戸
345	7-4	双葉地方水道企業団水道事業	関根浄水場(富岡川)	関根浄水場	伏流水、浅井戸
346	5-1	南相馬市原町水道事業	第1水源、第1-2水源、第2水源、第4水源、 第3-1水源、第3-2水源、 第5-1水源、第5-2水源	末端給水栓の蛇口 (大町しらゆり公園)	深井戸、浅井戸
347	5-2	南相馬市原町水道事業	第6-1水源、第6-2水源、 第6-3水源、第6-4水源	末端給水栓の蛇口 (ひばり生涯学習センター)	浅井戸
348	5-3	南相馬市原町水道事業	矢川原水源	矢川原浄水場	浅井戸
349	5-4	南相馬市小高水道事業	第1水源	末端給水栓の蛇口 (南相馬市小高区本町2丁目地内)	深井戸
350	5-5	南相馬市小高水道事業	第3水源	末端給水栓の蛇口 (南相馬市小高区田町1丁目地内)	深井戸

福島県内水道水モニタリング検査検水地点一覧

番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所	原水の種類
351	5－6	南相馬市小高北部簡易水道	北部地区水源	末端給水栓の蛇口 (南相馬市小高区小高字金谷前地内)	深井戸
352	5－7	南相馬市小高西部簡易水道	西部地区水源	末端給水栓の蛇口 (南相馬市小高区金谷字若林地内)	深井戸
353	6－1	相馬地方広域水道事業	真野ダム	大野台浄水場	表流水
354	6－2	相馬地方広域水道事業	相馬第1水源地、相馬第5水源地	末端給水栓の蛇口 (相馬市坪田地内)	浅井戸
355	6－3	相馬地方広域水道事業	鹿島第2水源地	末端給水栓の蛇口 (南相馬市鹿島区牛河内地内)	浅井戸
356	6－4	小野簡易水道組合	小野簡易水道	末端給水栓の蛇口 (相馬市小野地内)	湧水
357	6－5	初野簡易水道組合	初野簡易水道	末端給水栓の蛇口 (相馬市初野地内)	湧水
358	6－6	富沢簡易水道組合	富沢簡易水道	末端給水栓の蛇口 (相馬市富沢地内)	伏流水
359	6－7	相馬地方広域水道事業	相馬第2水源地、相馬第3水源地	末端給水栓の蛇口 (相馬市中村地内)	浅井戸
360	39－11	葛尾村落合地区簡易水道事業	第1水源、第2水源、第3水源、第4水源	湯ノ平浄水場	浅井戸